

総務常任委員会  
予算常任委員会総務分科会

(平成28年3月2日)

〔予算常任委員会分科会〕

○ 竹野兼主委員長

それでは、昨日に引き続き、予算常任委員会総務分科会を始めさせていただきたいと思  
います。質疑から入らせていただきます。ゆっくり皆さんお休みになられたので、元気な  
質疑をされると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、ご質疑をお受けいたしますので、ご発言をよろしく願いいたします。ご質  
疑ございますか。

○ 中村久雄委員

資料の1ページのパワーアップ、チャレンジというところで、これはその年度というか、  
その人の今の立場で全職員が年次ごとに順番に行く人が決まっていて、それをほとんどの  
人が行っているという理解でいいですかね。

○ 永田職員研修所長

パワーアップにつきましては、新規採用職員と、その年に役職にそれぞれ係長級、課長  
補佐級に昇任した職員が対象になっております。

○ 中村久雄委員

係長級、課長級というところのステップアップしていく中で、私が一番心配しているの  
が、課長にはなかなかかなりたくないよという方とか、そういう昇進のモチベーションの下  
がっている方がないようにしてほしいなというところがあるわけですが、その辺で  
係長になった方というのは、必ず課長へ向けての研修は受講をされているのですか。その  
次のステップの研修を受講……。

○ 竹野兼主委員長

中村委員、この研修は、新しく係長になった場合、新任で係長になられたから、係長と  
しての今後のそこの立場でどういうことをやっていくかという研修をしているという意味  
合いだと思うんですけど、だから、係長の研修のときにはその上のところの研修があるかと  
いう意味を聞きたいということですか。

○ 中村久雄委員

いや、そのステップ、上へ上がるためのそういう研修という。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、その、上がるための研修なのかどうか、内容の部分のところ。

○ 永田職員研修所長

そうしますと、その下のチャレンジというところの研修がちょっとかかわってくるかなと思うんですけれども、一応ここの受講対象というのが、年数等によって決まっておりますので、その時点でやっぱりこういう能力は養成したいとか習得しておいてほしいというものをこの時点でさせていただくという形になっております。

○ 中村久雄委員

このチャレンジのところ、5年目とか8年目、おおむねとかいう言葉になってはいますが、これはもう全職員さん、1度は必ず受ける研修に入っていますか。

○ 永田職員研修所長

はい、対象として私どもは抽出をさせていただいております。

○ 中村久雄委員

その対象となって、受講者の数との差異が病気休暇だとか育児休業だとかというのをきのう説明聞いたところなんですけれども、そういう理由がほとんどというか全てですかね。例えば心配しているのは、いや、俺はもうそこまで行きたくないので、そんなの受けないでいいよという方がいらっしゃったら困るなと思って、その確認です。

○ 竹野兼主委員長

そういう内容の職員を確認するような方法みたいなものもあるのかということも含めて答弁下さい。

○ 永田職員研修所長

抽出の段階ではその辺は関係なく抽出させていただいております。今回につきましても、育児休業と、業務によって、ちょっと参加できないということで受けているのがほとんどなんですけれども、実は休職中の職員も1名はこの中にあります。やはりそうなりますと、所属長とか本人のほうにもいろいろ確認して、うちのほうとしては出席してもらうように働きかけてはおります。ただ、それが反対に負担になるかもしれませんので、その辺はケース・バイ・ケースでちゃんと対応していきたいとは思っております。

○ 中村久雄委員

その辺の方の人事評価は、その方は休んでいるんですから、それなりの評価になると。

この研修後のアフターフォローというか、研修に行った復命書がありますよね。その復命書に対して、所属長なり職員研修所なりで指導とかアフターフォローとか、ちょっとこの辺はどうだったとか確認するような場面はあるんですか。

○ 永田職員研修所長

チャレンジとかパワーアップ、集合研修につきましては、受講後の報告書を本人からはとっております。ただ、委員おっしゃるように、職員研修所のほうでそういうメンタル面のフォローをどこまでできるかという、今のところはちょっと難しいかなとは思っております。

○ 中村久雄委員

職員研修所のほうでは、メンタル面とおっしゃいましたがけれども、その習熟度、どのぐらいその研修で感じてくれたかなというのはそこまでできていない。人数もありますからね。それは所属長はどうなんですか。各課の、各部署の所属長は、その復命書に対して。ただ、復命書は職員研修所に来ますよね。復命書というか報告書はどこに出すの。所属長に出すの。

○ 永田職員研修所長

チャレンジにつきましては、受講報告書を最終的には職員研修所のほうに出してもらい

ます。復命書といいますのは集合研修ではこちらのほうへ回すようにはしておりませんので、受講報告書という形で報告はもらっております。

#### ○ 竹野兼主委員長

要するに、中村委員は、研修を受けた内容の部分のところで、その結果がどういった形でつながるのかという形を聞きたいんじゃないですかね。違うの、中村委員。質疑の部分のところでそういう感じで聞こえてくるので、それでよければ答弁してもらいます。

#### ○ 中村久雄委員

研修へ行って、その研修の結果は、受講報告書なり復命書なりで出てきますよね。その習熟度を誰が見るのかという。職員研修所で行くのか、所属長が見るのかという。

#### ○ 松村総務部次長兼総務課長

各所属長のほうに回しまして、このチャレンジとか、ほかの外部に派遣する研修も含めてなんですけれども、それを所属長が見まして、場合によったらヒアリングするとかですね。先日、総務課のほうでも、外部に行った研修の報告を全職員向けに研修報告会をしたりとか、できる限りそれをフィードバックするとか、所属長として評価するというようにしております。

#### ○ 中村久雄委員

ありがとうございました。そういう研修に行って、時間も忙しい時間の中で行っているわけですから、それでフィードバックできるようにお願いしたいと思います。

それで、ここでパワーアップ、チャレンジ、ステージの研修があつて、建設技術系はまた別にあるんですね、建設技術系の研修で。それは業務が忙しい中なかなか研修へ出すのも、先ほども行けない理由で、仕事の都合で今年に行けないよという方もいらっしゃるというふうなことも聞きましたけれども、これ以上に研修をふやすとか、今の業務の中で、この研修の量というのは、これ、どれぐらいなんですか。まだ余裕あるのか。まあ、行かなければいけないのは行かなければいけないんでしょうけれども、もうぎりぎりの中でやっているのか。

## ○ 石田検査監

建設技術系の職員研修につきましては、私のほうで職員研修所とタイアップしまして講義の内容とかそういった部分を決めさせていただいていますもので、私のほうから補足で説明させていただきます。

やはり職員研修、建設技術系については、業務の関係で、なるべく上半期といいますか、業務が一番、研修に参加していただける時期を、毎年研修終わった後に工事の担当の課長会議の中でも研修についてお話しさせていただいておって、次年度の講義を決める際にも、今年度実施した講義の内容と、それから、修練度といいますか習得度、それから、今何が一番求められているのか、それと、時期についてもお話をさせていただいた中で、最適な、一番参加しやすい時期に、それと、最適な講義の内容という部分をお話しさせていただきながら決めさせていただいております。

回数につきましては、やはり上半期の8月いっぱいまで大体、9月いっぱいぐらいまでに終わるような形で今考えておりますもので、来年度、ブラッシュアップで4講座、それから、専門研修で5講座、今、計画を立てておりますけれども、これぐらいが今、限度かなというふうには思っております。ただ、やはり必要に応じて必要な研修はやっていきたいと思っておりますので、余裕のある限り、研修については、特に建設技術系につきましては、専門的なスキルアップを目的にしておりますもので、できる限り研修については充実を図っていきたいと考えております。

## ○ 中村久雄委員

本当に業務もかつかつの中でやっているというところで、そこでどれだけ人を出せるかというのは上司も非常に苦しい場面だと思います。何でこういう聞き方をしたのかといったら、オフ・ザ・ジョブ・トレーニングも大事ですけども、やっぱり現場の仕事の中でオン・ザ・ジョブ・トレーニング、それを上司についてやるということが職員の育成にかかってくるというので。

実は平成26年に、平成28年度からもう人事評価を国と同じようにせいという通達が回っているんですね。そこで、人事評価をするに当たって、3年前ですか、僕、一般質問でやったのは、そのときには、十分な必要性を感じて検討しますということだったんですけども、その後の、今度は人事評価、考課するには、評価するほうも評価されるほうもそれについてちょっと学習しなければならないので、その辺の研修がないよなど。

あと、2ページの、これは副委員長が求めた資料ですかね、資料の研修の内容の中で、一部、人事考課に関するところがあったと思うんですけども、これはまたちょっと内容が違うのかなと思うので、その辺のことですね。

ちょっと資料を見てみたら、平成27年6月5日に人事評価制度導入について地方公共団体が抱える課題点というので国の総務省のほうが集めておられるんです。1718の自治体から、「課題あり」と回答した団体が652団体というところが出ているんですけども、これ、四日市はここには回答されているんですか。

#### ○ 藤田人事課長

今、中村委員が言われた人事評価についての「課題あり」という項目がどのようなアンケートで答えたかというのは今把握していませんけれども、今現在、本市において人事評価制度は管理職以上で行っております。委員おっしゃられるように、平成28年4月から、地方公務員法の改正がありましたので、全職員対象となるということで、全職員を対象とした人事評価制度をことし4月から導入するべく、今、準備を進めておる状況でございます。

#### ○ 中村久雄委員

平成28年4月から人事評価制度についてはもう導入するんですか、全職員。

#### ○ 藤田人事課長

正規職員、再任用も含めて、人事評価制度を導入する予定でございます。

#### ○ 中村久雄委員

それだったらもうありがたいことだと思います。滑り出しのほうはいろいろ評価するほうも、それから、評価されるほうも、いろいろなれていないと思うんです。としたら、この意見を見ても、やはり評価する側がわからないとか、評価する基準がどうかいいうので、まだまだ研究をしていかなければいけないのかなと思うんです。この研修のほうにそういうところの研修もあるかと思うので、それはちょっと強化してプラスしていかなければ、なかなか一気に公平な評価ができないかなと。年度末になって、公平委員会のほうへ苦情が殺到するということにもなりかねないかなと。平成28年度の3月は、公平

委員会、今まであんまり忙しくなかった部署が、どっと忙しくなるかなと思うので、人事課のほうもそこへ向けて人も回さなければいけないというぐらいになるんじゃないかと思うんですけれども、その辺は計画的にやってほしいよなど。今回これで予算上がっていますから、もう補正予算組んででもできる限りやっていただきたいと思いますが、部長、いかがでしょうか。

#### ○ 辻総務部長

やはり私も評価者訓練というのは非常に大事だと思っています。先ほどこれは違うかなとおっしゃられた人事考課研修ですけれども、実はこれ、数年前から、基本的には管理職全員に受けさせるつもりでというか、もうほぼ受けていると思います。と申しますのは、やはりモチベーションというお話をしましたが、正当な評価をしないと一番モチベーションにかかわると思っています。

その中でかなり繰り返しやっていますのは、一例ですけれども、評価するときは、中心化傾向があります。どうしても真ん中へ固めてしまいますとか、フラッシュ効果とこの先生おっしゃってみえましたが、直近のものがぱっと思い浮かんで、やはり期初からきちっと見ておかないといけない。あるいは、これ、当市でもちょっと試行でやっていますけれども、本人との面談。一方的な評価だけはいけないよとかその注意事項なんかは、この人事効果研修、実はこれ、人事考課と書いてありますけれども、評価の仕方を繰り返しています。このあたりは、今まで以上に公正な評価には必要かなと思いますので、これ、この一覧表ですとその中の一つに映ってしまいますけれども、これはこの中でも強化すべき、あるいは重要なものであるなというふうに私は感じております。

以上でございます。

#### ○ 中村久雄委員

ありがとうございます。もうそれで大きく市の職員さんの意識も変わってくるかなと思います。

評価は、相対評価と絶対評価があるんですけれども、これは平成28年度からは相対評価で行きますか。

#### ○ 藤田人事課長



人事評価に当たりましては、各個人に対しての絶対評価で評価をしたいと考えております。

○ 中村久雄委員

今までもずっと絶対評価だったんですよね、管理職で。8号俸の中で、そこでどれぐらいの評価になるかということですがけれども、やはりこれ、相対評価にしなければ競争意識が生まれないかなと。絶対評価というのは、もう市が今の基準、今のレベルでそこで評価していく部分なので、これ、相対評価にして、やっぱりその中の競争意識もありますし、そういうことで、Sは何%、Aが何%という形でやって、そこでお互いに、でも、俺が今回Aだったのは、Sのあいつにはかなわなかったよなというふうなところも納得できるかと思うんですけれども、絶対評価だったら、そのつけた人の評価になってしまうこともありますし。やはり組織の中でその組織の今のレベルで満足したら満足するでしょうし、これはずっとやる気のある、やれる人が出てきて、そこがだんだん基準がレベルアップしていくのが相対評価と思うんですけれども、いきなりは無理でしょうから、その辺の今後の見通しというか考え方を教えていただけますか。

○ 藤田人事課長

今現在、管理職におきましても、勤勉手当を評価によってパーセントを加算したり、あるいは昇給においても、通常4号俸のところをプラスアルファの昇給をしておるところがございます。来年度すぐさま一般職員についても導入をする予定は今のところございませんが、あくまでも試行を重ねて、行く行く勤勉手当とか昇給にも加算をして、やる気のある職員が評価を受けてさらにモチベーションを上げるような形の人事評価が一番いいと考えておりますので、その予定でおります。

○ 中村久雄委員

大きな変革になるかと思えます。部長おっしゃったように、やはり公正・公平な評価ができなければ、逆にモチベーションを下げるというマイナス要因になるおそれもあるところですから、本当に研修だったり研究を重ねて、しっかりした、四日市市役所の職員さんは信頼できるよと市民から言ってもらえるようになりますようお願いしまして終わります。

○ 谷口周司委員

関連。研修で、済みません、教えていただきたいんですけども、平成27年度の受講者数の中で、本当少ない数ですけども受けられていない方もいらっしゃいますけれども、この方というのは後日受けられているのか、それか、何か課題で終わるのか、その辺を教えていただけると。

○ 永田職員研修所長

チャレンジのほう、特に係長級等の役職の候補者というのは、次年度再度受けていただくように案内をさせていただいております。パワーアップにつきましては、あと、一般職員Ⅰ、Ⅱ部研修につきましては、知識的なものでもありますので、所属長とか本人と次回の機会については協議をしていきたいと思っております。

○ 谷口周司委員

済みません、チャレンジのところで係長さんこの年度で受けなかったら、その年度はもう受けずに次年度受けるということですか。

○ 永田職員研修所長

研修としてはその機会しかございませんので。ただ、知識を本人がテキスト等でやっていくというようなことがもしできれば、それはもうちょっと本人とか所属長と協議はしたいとは思っています。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

あと、これ、実施されているのは、いつごろというか、普通の日なのか、土日とか休みの日なのかだけでも教えていただけると。

○ 永田職員研修所長

業務の時間内でございます。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

あと、一つ気になったというか教えていただけたらいいんですけども、これ、建設技術系は分けてあるんですけども、保育園とか幼稚園とかの先生たちの専門的な研修はあるのかなのか、どうなのか。

○ 永田職員研修所長

そちらにつきましては、職員研修所ではなくて、それぞれの保育園とか幼稚園のほうの関係で研修をさせていただいているものです。

○ 谷口周司委員

済みません、それぞれの園というのは、一つの保育園の中でじゃなくて、保育園と幼稚園で研修をされているということですか。

○ 永田職員研修所長

申しわけありません。保育幼稚園課のほうもかかわってやっておると思います。

○ 谷口周司委員

済みません、ありがとうございます。

○ 藤田真信委員

おはようございます。よろしく申し上げます。まず一つ目なんですけれども、給与に関することでお尋ねするんですが、正職員の方と、あと、嘱託職員の方全てなんですけれども、最低賃金を教えていただきたいんです。資料請求という形でもいいんですけども。

○ 竹野兼主委員長

それは予算の審査に関係しないということですか。

○ 藤田真信委員

予算の審査にはかかわりがないので、資料だけまたいただいてもよろしいですか。

○ 藤田人事課長

資料提供させていただくということによろしいでしょうか。

○ 藤田真信委員

そうです。

○ 藤田人事課長

はい、わかりました。

初任給とそれぞれの給料について提示させていただきたいと思います。

○ 藤田真信委員

最低賃金も入っていますか。

○ 竹野兼主委員長

初任給なので。

○ 藤田真信委員

初任給か。ああ、そうか。ごめんなさい。じゃ、よろしくお願ひします。

あと、たくさんありますので、ごめんなさい。あと、人件費の時間外手当の積算根拠を  
教えていただけますでしょうか。

○ 藤田人事課長

平成28年度における時間外手当の予算立てにつきましては、平成27年度の時間外見込み  
手当に対して0.9掛けで計上をさせていただいております。

○ 藤田真信委員

ありがとうございました。

次は福利厚生についてお伺いしたいんですけども、平成26年度決算の審査では、ここ  
ろの健康相談室の利用者が62名ということで、今年度は何人ぐらいになるぐらいか教えて

いただけないでしょうか。

○ 藤田人事課長

平成26年度は62名でございまして、平成27年度、これ、1月末現在でございましてけれども、40名の実績でございます。

○ 藤田真信委員

決算審査の際に委員の方から、その後の後追い調査というものができているかということでご指摘いただいているんですけども、この間そういう後追いに関してはやっていたか、あとは、今後やっていただく可能性はあるかどうか確認させていただければと思います。

○ 藤田人事課長

相談者において、相談を受けた後復帰していただける方というのはそれでいいんですけども、復帰いただけないような方については、所属長を通してその方の今の現状を把握していただくとかそういったことで状況把握をしております。

○ 藤田真信委員

このころの相談室も含めてなんですけれども、ごめんなさい、私の感覚なんですけれども、予算常任委員会資料の3ページなんですけれども、職員健康管理費とか職員安全衛生管理費なんですけれども、平成26年度が1052万円あって、平成27年度は、ごめんなさい、数字チェックしてくるの忘れたんですけれども、今回1351万円ということで若干増額はさせていただいているとは思うんです。下のほうも、平成26年度126万円で、今回188万円ということで、年々かどうかわからないんですけども、ちょっとずつ増額はさせていただいているんですね。ただ、増額はさせていただいているとは思うんですけども、もっと突っ込んでお金投じてもいいかなと私は思っているんですけども、その辺のお考えというのはどうでしょうか。

○ 藤田人事課長

予算増につきましては、平成27年12月に法施行されましたストレスチェック制度につい

平成28年度から実施するということもありまして、その分おおよそ百数十万円の分が増加してございます。

○ 藤田真信委員

ありがとうございます。具体的にこういうふうな部分で増額してくれという要望はないんですけれども、皆さんの福利厚生に関して重点的にもっと取り組んでいただいてもいいのかなと私は思うんです。いろいろ予算を調べさせていただいていても、やっぱり割合的にまだ少ないんじゃないかなと思うので、いろいろな部分、いろいろな視点で取り入れていただいて、何じゃそれという発言になるかもしれないですけども、例えば本当に朝一のラジオ体操とかそんな基本的なところからでもいいんですけども、メンタル疾患って体の部分がやっぱりあるじゃないですか。そういった細かい取り組みとかそういったことも含めて、ちょっと予算には関係ないですけども、いろいろ創意工夫していただいて…。

○ 竹野兼主委員長

関係ある。

○ 藤田真信委員

関係ありますか。創意工夫していただいて、ぜひ健全な職場にしていただければありがたいなと思います。

○ 辻総務部長

市民のためによい仕事をする、その担い手である職員の心も含めた元気というのは本当に大切だと思います。今、ラジオ体操というお話をいただきましたけれども、例えば庁内で今、ほぼ必ずというか、ミーティングをするようにしています。そのミーティング、もちろん業務打ち合わせもありますけれども、その中で、彼もこの間言っていましたけれども、ちょっと顔色悪いぞというような、それも大事な話だと思うんです。その辺が今、委員おっしゃられた細かい取り組みと申しますか、ラジオ体操もおっしゃるとおりだと思いますし、そういう声かけみたいなものも大事かなと。その辺はアンテナを高くして、地味かもわかりませんが、粘り強く繰り返しやっていくべき、あるいは取り組んでい

くべきかなど。予算には直接幾らということではないかも知れませんが、その辺もやっぱり注目していかないといけないかなと思います。ありがとうございます。

○ 藤田真信委員

私も研究して、いろいろな自治体を見たりとかいろいろな民間の企業を見て、アドバイスとかいい考えがあればぜひ要望していきたくて思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

あと、もう2点なんですけれども、ちょっとくどいようで恐縮なんですけど、文書質問のほうでも女性の管理職の方の目標割合があって、それに対する取り組みでちょっと質問させていただきました。先ほどの研修のお話の中にもありましたけれども、もちろん正当な評価の中でというところが最も重要だとは思いますが、掲げられている目標値に対して今年度はどんな見込みになるのかだけでも教えていただけますでしょうか。

○ 藤田人事課長

平成27年4月の時点で18.6%でございました。平成28年4月については、今随時作業中でありまして確たる数字は出ておりませんが、平成27年度を上回る目標で置いていきたいと思っております。

○ 藤田真信委員

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いたします。

あと、最後なんですけれども、法令遵守推進監業務というんですかね、ちょっとよくわからないんですけれども、弁護士さんを平成28年1月から入れていただいているんですね。その所管はこちらのほうでよろしいですね。

○ 竹野兼主委員長

大丈夫です。

○ 藤田真信委員

決算審査の際にちょっと質問させていただいたときには、まだ具体的な業務内容に関しては決めていないというふうにお返事いただいているんですけれども、この1月、2月で

どんな形でご活躍していただいているか教えていただければと思います。

○ 藤田人事課長

特定任期付職員として弁護士の任用を平成28年1月からの予定でございましたが、今度任用される職員の今の職務の関係から1月はちょっと難しいということで、4月からの任用を予定してございます。

○ 藤田真信委員

4月から任用していただいて、具体的に4月からこういう業務についていただこうというふうな何かイメージというのはあるのでしょうか。

○ 松村総務部次長兼総務課長

まずはやはり行政について習熟していただくということが重要かと思いますので、私としましては、総務課の法務系の業務をともにやっていく中で四日市市の法務について習熟していただいた上で、それとあわせて弁護士としての専門的な知識を活用してさまざまな相談とかにかかわっていただきたいと思っております。

○ 藤田真信委員

いい取り組みだと思いますので、ぜひしっかり取り組んでいただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

○ 森 康哲委員

資料をいろいろ用意していただいて、ありがとうございます。まずパソコンのところで、行政事務用のパソコンのOSなんですけれども、これを、資料を見ますと、ウィンドウズ7は4335台、ウィンドウズ8.1が44台、ウィンドウズ・ビスタが2台ということなんですけれども、今一番新しいOSはウィンドウズ10ですね。これは1台も導入されていない、またはバージョンアップしていないという何か理由があればお聞かせいただきたいんです。

○ 江崎IT推進課長

確かに森委員おっしゃいますように、ウィンドウズ7というのは、最新のウィンドウズ



10から比べると古いということがございます。これはウィンドウズ7というのは、ウィンドウズのOSにつきましてさまざまな業務のシステムと関連して動いているということがございます。

もう少し具体的に申し上げますと、例えばいろいろな個別システムがございます。税システムとか福祉システムとか、それから、個別各課では人事・給与システムとか、本当にいろいろなシステムを管理させていただいているわけなんですけれども、それらのサーバーで、サーバーといいますと、個人のパソコンではない、もう少し大きなパソコンとかコンピューターになるわけなんですけれども、そちらのほうに対応するためには、やはり個別システムのほうで動くかどうかという検証をしていく必要があるわけなんです。

ウィンドウズが変わっていくわけなんですけれども、ウィンドウズ7からウィンドウズ8、ウィンドウズ8からウィンドウズ10と変わっていく中で、すぐにサーバー側のシステムと申しますか機能、そちらがすぐにはウィンドウズのOSの変更に対応できないということもございまして、対応、変更していくときには、検証とかテストとか、それから、いろいろな確認をしていかなければなりません。そういうのもございまして、現在、使用しているウィンドウズのバージョンというのはウィンドウズ7という段階になっているというようなことでございます。

#### ○ 森 康哲委員

ウィンドウズ10のこともそうなんですけれども、ウィンドウズ8とかウィンドウズ8.1が出てもうかなり時間はたっていると思うんですけれども、ウィンドウズ7からのバージョンアップというのは動作確認はもうとうにとれていると思うんですね。これ、既に44台は移行しているわけなので。なぜウィンドウズ7からウィンドウズ8とかウィンドウズ8.1にしていないのか大きな理由があるなら教えていただきたいんです。

#### ○ 江崎 IT 推進課長

先ほど説明しましたサーバー側のOSの関係と、それから、パソコンはリースでご用意をさせていただいております。この4335台のほとんどがウィンドウズXPから買いかえたという経緯がございまして、これが平成26年4月にかえております。そこから5年間はリースで使っていく必要がございますので、ウィンドウズ7のほうをまだしばらくは使わせていただくというふうなことになっております。

○ 森 康哲委員

先ほどの、ウィンドウズXPからのバージョンアップだということなんですけれども、ウィンドウズXPはもうマイクロソフト側が保守点検を終了しているはずなんです。そうすると、セキュリティー上も、一番の基本ベースとなるウィンドウズXPが保守点検がもうないとなると、バージョンアップ版と正規版と少しセキュリティーが違うと思うんですけれども、その辺は把握されていますでしょうか。

○ 江崎IT推進課長

済みません、質問の意味がもう一つ理解できていないんですけれども。

○ 松村総務部次長兼総務課長

ウィンドウズ7にかえたときは、委員さんがおっしゃいましたように、ウィンドウズXPが切れましたので、機械自体を更新したと。ですから、バージョンアップとかそういうことではなくて、機械自体をリースがえしたということで新しいものを入れましたので、そういったことをご理解いただきたいと思います。

○ 森 康哲委員

理解をしました。

そうすると、ウィンドウズ7は導入してもう何年になるんですかね。ウィンドウズは大体10年で保守点検が終了してくるんですけれども、あと何年ぐらい残っているんですかね、その期間は。

○ 江崎IT推進課長

ウィンドウズ7につきましては、マイクロソフトのサポートという期間がございまして、その延長サポートが平成32年1月までございます。

○ 森 康哲委員

ということであれば、平成32年1月ということは平成31年度の予算でかえていかなければいけないふうになるので、残りあと3年ということになりますと、ウィンドウズ10のほ

うへの移行をもうそろそろ検討していかなければいけない時期になると思うんです。これだけの台数を一遍にウィンドウズ10に、もしくはウィンドウズ10以降のバージョンが出ればそちらのほうにというふうにもなると思うんですけれども、ウィンドウズ10の今現在動作環境のチェックはしているんですか。

○ 江崎 I T 推進課長

ウィンドウズ10の動作につきましては、試験的に I T 推進課の職員に入れておまして、いろいろチェックといたしますか、切りかえについての検討は始めております。本格的に個別のシステムを切りかえるという、例えば業者に依頼するとかそういうところまでは至っておりませんが、職員レベルではウィンドウズ10について検討を始めております。

○ 森 康哲委員

そうすると、この行政内部の I T 基盤整備費で上がっている 3 億 3000 万円余の予算、これはウィンドウズ 7 との連携が可能なことのシステムを導入すると。ウィンドウズ 10 は、動作環境とかそんなのも、後々切りかえていく可能性があるシステムに連動してその辺は検討していないんですか。

○ 江崎 I T 推進課長

委員おっしゃるように、次のシステムを当然考えていかなければいけないということでございますが、OS につきまして具体的にどういうふうになるかというところまではまだそこまで至っておりません。ウィンドウズの OS につきましても、さらに新しいバージョンが出てくるというような可能性もございますので、ウィンドウズ 10 につきまして研究は進めておりますけれども、具体的にどの個別のシステムへのせかえていくとか、そういうところまではまだ検討はできておりません。

○ 森 康哲委員

あくまで、じゃ、ウィンドウズ 7 を中心にしたシステムの運用の予算だということで間違いありませんか。

○ 江崎 I T 推進課長

現在の予算につきましてはウィンドウズ7を基本にしておりますので、そのとおりでございます。

○ 森 康哲委員

これも要望にとどめますけれども、今出ている一番最新バージョンはウィンドウズ10なので、その動作環境も含めてチェックは少なくともするべきだと思いますので、ぜひしっかりその辺は精査してやっていってほしいと思います。

続けていいですか。

○ 竹野兼主委員長

はい、続けてください。

○ 森 康哲委員

セキュリティーのところなんですけれども、番号制度の関係でいろいろセキュリティーが全国的にも取り沙汰されていると思いますが、本市で導入するシステムについて少し教えていただきたいと思います。この資料を見ますと、税システムとか福祉システム、宛名システムと。宛名システムから税システムや福祉システムへ一つワンクッション置いているんですけれども、基本は住民基本台帳システムからの一番ホストコンピューターからのやりとりというのは、宛名システムに一旦入るわけなんですか。

○ 江崎 I T 推進課長

住民基本台帳システムのほうで個人番号を生成・付番をしておりますで、その情報を宛名システムのほうへ登録するというふうになっております。

○ 森 康哲委員

そうすると、それぞれの末端のコンピューター、パソコンからは全部の情報を見ることはできないと。それぞれに関係したものしか見られないようになっているんですか。

○ 江崎 I T 推進課長

おっしゃるとおりで、税システムからは税を見るということで、福祉システムのほうか

らは福祉を見るわけなんですけど、ただ、パソコンにつきましては1台の行政事務用パソコンで処理をしております。どういうふうに行っているかと申しますと、ソフト上個人の権限をつけることによりまして、どのシステムへアクセスできるかという管理を行っております。税の職員につきましては税の情報と、福祉の職員については福祉の情報ということで、ただ、業務上必要があるときには福祉の職員が税の情報を見られるというふうな権限のつけ方をしていることもございます。

○ 森 康哲委員

最近では海外からの行政に対しての異常なアクセス、またウイルス攻撃とか、いろいろな手段で行政のコンピューターに侵入していろいろな情報を抜いていくという手口がありますので、やはりそういうところの対策をしっかりと事前にとっていただいて、国とも連携して進めていただきたいと思います。強く要望しておきたいと思います。

最後にいいですか。

○ 竹野兼主委員長

はい、どうぞ。

○ 森 康哲委員

選挙のところなんですけれども、市長選挙の以前行われた電子投票と紙ベースの投票の違いを資料提出していただきまして、ありがとうございます。これを見ますと、開票時間が電子投票のほうが少し短縮、しかし、予算は倍ぐらいかかっているわけですね。効果としては、これは投票率はそのときの状態もかかわってくると思うんですけれども、電子投票のほうが何ポイントか、約8ポイント高いのかな、投票率も電子投票のほうが多かったという結果が読み取れるんですけれども、新年度の予算上がっております。これは電子投票なのか、紙投票なのか、どちらの予算を組んでいるのか教えていただきたいと思います。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

平成28年度に執行を予定しております市長選挙は、紙を使った投票を予定しております。

○ 森 康哲委員

その理由は何かあるのであれば教えてほしいんですけども。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

電子投票を行いますには、各自治体の条例で電子投票ができる旨の制定を必要としております。現在、四日市市長選挙等における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例を適用しないというふうに改定をさせていただいておりますので、まずその点で紙投票をさせていただくことになります。

○ 森 康哲委員

条例に基づいて紙ベースに戻したということなのですが、条例の適用をなくした経緯を説明してほしいです。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

平成20年11月に電子投票で市長選挙をしまして、そのときにメリット、デメリット等を整理いたしております。メリットとしましては、電子投票は、開票時間を短縮できるという、まず大きなメリットがございます。実際に平成20年11月の場合、資料の6ページのほうでは、開票所要時間として1時間45分としておりますが、電子投票を使った部分につきましては、ほぼ20分ほどで数字を九十数%か出してしております。かなり短縮できるというメリットがございます。それから、機械に候補者の氏名を表示して、それを選びますので、電子投票の機器を使った場合は疑問票がなくなるという、そういうメリットもございました。

ただ一方でデメリットとしましては、経費が紙投票よりもかなりかかるということと、それから、なかなか全国的に電子投票を実施する自治体がふえないという状況がございました。それで、機器自体がなかなか改良が進められず、経費ばかりかかってなかなか思うような改良が進まないという状況にございました。その中で、今後は電子投票をするに当たって改善が見込まれないということもあって、まず一旦は電子投票を控えたというようなことを聞いております。

○ 森 康哲委員

よくわかりました。平成27年度まで全国で電子投票をしたところは本当に減少しているんですか。新たに取り入れたところはないんですか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

申しわけありません。正式な資料をお持ちしておりませんので正確なところでお答えできないんですけれども、新たにふえたというのは私ども、今聞いていないです。

○ 森 康哲委員

わかりました。

それから、同じ選挙のところなんですけれども、18歳に投票のできる年齢が今度の選挙から始まるというところで、その18歳の今度の投票、参議院選挙が対象の選挙になると思うんですけれども、実際はあれ、投票の告示の何カ月か前に18歳になっていないと投票券が来ないんですでしたっけ。その辺ちょっと教えてほしいです。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局、上村です。参議院議員選挙で初めて18歳、19歳の方が選挙人名簿に登録されるわけなんですけれども、投票当日で18歳以上の方に対しまして告示日に登録をするということになります。

○ 森 康哲委員

じゃ、投票日に誕生日を迎えるところにはもう投票券が郵送されるということで間違いないですね。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

そのとおりでございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、誕生日前に届いて、期日前投票も期日前投票所で投票できるということになると思うんですけれども、その辺はどうですか。

## ○ 上村選挙管理委員会事務局次長

期日前投票期間中、告示日から投票日前日までですけれども、この期間ではまだ17歳の方もみえます。この方は当日投票できるんですけれども、17歳の間は、期日前投票に行っても期日前投票としてはできませんが、仮投票といいましてかつての不在者投票のような形で投票していただいて、その方の票は仮投票として受け付けをさせていただいて、当日に18歳になった時点で正式な投票という形で扱わせていただくものがございますので、そういった形で投票いただくことになります。

## ○ 森 康哲委員

初めてのことなので、我々もそういうところもお尋ねしながら議論したいんですけれども、そうすると、そういうところの周知というのは、例えば高校とか大学とかいろいろ対象のところへの周知というのはもう以前からされているんでしょうか。

## ○ 上村選挙管理委員会事務局次長

昨年法律が改正されまして、昨年12月に国のほうから全国の高校生1年生から3年生までに対して、政治や選挙等に関する副教材が配布されております。この中でもかなり細かく説明がされておりますので、そういったところの説明がされるのと同時に、昨年12月に私ども四日市市の選挙に関する資料を作成いたしまして、市内の各高校の担当の先生方にお配りさせていただきました。その際に四日市市としても、投票箱の貸し出しとかのご協力をさせていただくというご案内をしておりますので、そういった中でのお問い合わせをいただいて対応させていただいたりしております。

## ○ 森 康哲委員

かなり周知はしていただいているということなので、少し安心しました。

最後に、期日前投票の投票所のところなんですけれども、樋口委員からも一般質問で、四日市大学へぜひという声もありますし、さらに、高校ですね、高校の3年生も対象になるところも結構出てくると思うんです。一つの高校で1学年500人ぐらいいる高校もあると思いますので、そういうところへの事前の周知、あわせて期日前投票所、大学と同じぐらいの人数がいるところに対してはそういうところも検討するべきだと思うんですけれども、考え方をお聞かせいただきたいんですが。



○ 上村選挙管理委員会事務局次長

高校3年生の中には18歳の方、17歳の方みえます。確かに18歳の方は選挙権をお持ちです。ぜひ選挙に行っていただきたいと思いますので、また年度明けましたら、選挙の前に各学校に対しましてそういった周知、生徒に対する指導とか、選挙に関しての指導をしていただくような形でお願いしていきたいなと考えています。

○ 森 康哲委員

期日前投票所は。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

期日前投票所につきましては、学校で実施というのはなかなか難しい点もありますので、課題を整理していきたいなと考えております。高校3年生でも4月から翌年の3月までだんだん段階を追って18歳の子がふえていくということになります。ただし、年度の初めのほうではやはり選挙権のある生徒の数も少ないかと思っておりますので、そういった実態とかも踏まえて課題を整理していきたいなとは考えております。

○ 森 康哲委員

来年度は市長選挙が年末にあると。11月か12月に予定されていると思っておりますので、そうなると、高校3年生でも18歳の年齢に達する生徒はかなり多くなる。500人おれば、3分の2以上は18歳であると。そうすると、一つの高校に四日市大学と何ら変わらない人数の18歳の生徒がいるわけなので、そういうところの対応は丁寧にするべきだと思っておりますので、そういうところも検討はしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○ 辻総務部長

非常に新しい提案をいただきました。若年層の投票率の向上はどうしても取り組んでいくべき重要な課題だと、そういうふうに思っております。先ほどおっしゃいましたけれども、樋口委員さんからの一般質問のときにご答弁申し上げましたが、期日前投票所、マイナスの面を申し上げるつもりはないんですけれども、どうしても立会人が2人以上5人以下要るとか、例えば投票箱を持参してというだけではなくて、オンラインでどうしてもり

アルタイムに、高校であっても、そういう環境の整備も必要になってまいります。そういうことで、少し慎重なご答弁申し上げたと思うんですけれども、ただ、思いは、特に若年層の投票率を上げたいというのは共通の思いでございます。その中でいかに環境面とか整理すべきこと、例えば高校に不特定の人、高校生だけの投票というのを限れるかどうかというところもございまして、そのあたり少し整理すべき課題もあるのかなとは認識してございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

特に高校生ですと、車で行くことができないですね。そうすると、高校で、学校で投票するのが望ましい。日曜日は投票日ですね。学校はあいていない。なら、学校があいているときに投票ができるような環境づくりも必要になってくるんじゃないかなと考えますので、その辺も考慮した検討をしていただきたいと思いますので、要望にとどめたいと思います。

以上です。

○ 早川新平委員

済みません。

○ 竹野兼主委員長

1時間たったから休憩しようかと思ったけれども。

○ 早川新平委員

一言で。済みません。今、上村さん、期日前投票、投票日までに18歳の方に行くわけで、仮投票と言われましたよね。レアなケースなんだけど、ひょっとして不幸にもお亡くなりになったときって、その預かっている仮投票というのは生きるのか生きないのか教えてください。レアだけど、可能性はある。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

仮投票のケースで投票日当日までにお亡くなりになるという場合につきましては、その

票は生かされないこととなります。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

時間が1時間を経過しておりますので、10分程度、11時15分まで休憩したいと思います。

11:04 休憩

---

11:13 再開

○ 竹野兼主委員長

それでは、再開いたします。

済みません、それでは、上村選挙管理委員会事務局次長から発言を求められておりますので、許可します。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

先ほど、選挙当日に18歳になりますけれども、期日前投票の間、18歳になる前、17歳の方の投票の方法について、私、ちょっと誤って勘違いをして、仮投票という方法で説明をさせていただいたんですが、正式には不在者投票になります。方法としましては仮投票と不在者投票はほぼ同様なんですけど、投票用紙を封筒に入れて、それを選挙当日まで保管しておいて、選挙当日に中の投票を投票箱へ投函するという方法になります。名称としましては不在者投票が正式でございました。申しわけございませんでした。

○ 竹野兼主委員長

済みません。ということでご了解いただきたいと思います。

○ 谷口周司委員

済みません、ちょっと関連で。これ、結構、大学生とか高校生の該当者に選挙、投票へ

の啓発というのは結構行われると思うんですけども、選挙のルールとかそういったところについても啓発はされるのかだけちょっと教えていただけると。

#### ○ 上村選挙管理委員会事務局次長

昨年から市内の高校へ出前授業といたしますか、選挙の啓発の授業でお邪魔をさせていただいております。その中で、選挙の種類とか、選挙の方法、投票所での流れとか、そういったものの説明とあわせて、こういったことをすると選挙違反になる。例えば最近の若い子ですとスマートフォンを使ってメールとかをされるんですけども、メールでする行為については選挙違反になる。ただ、SNSを使ったものにつきましては選挙違反にならないとか、そういった例を示しながら説明はその際させていただいております。

#### ○ 谷口周司委員

選挙ルールは結構難しいので理解するのも大変かと思うんですけども、その辺もきちんと啓発していただいて。これ、もしわかったら。罰則を与えられるんですか、高校生とか大学生に。

#### ○ 上村選挙管理委員会事務局次長

公職選挙法の改正によりまして、公職選挙法に違反をした場合、18歳以上の方であれば対象になります。

#### ○ 谷口周司委員

余りそっちばかり啓発して投票が促進されないのもちょっとおかしいことになってあれなんですけれども、ただ、そういったこと、最低限のこともちょっとお伝えはしておかないといけないのかなと思いますので、そちらのほうの面もぜひお願いしたいと思いますので、お願いいたします。

#### ○ 早川新平委員

また関連で。そうすると、選挙日で投票権が与えられるということよね。そうすると、日程が例えば1週間なり延びる可能性は大いにあるよね、参議院議員選挙なんか。早く投票日が決定してほしいというのが選挙管理委員会の実際のところやろう。だから、1週間

延びればどれぐらい経費がかかるのかなと思ってさ。

#### ○ 竹野兼主委員長

誕生日の月が長くなれば、日にちが延びれば対象者がふえる可能性があるという意味合いでの例えば経費みたいなのとかそういうところはどんなふう選挙管理委員会としては考えているのかということだと思っんですけども、そこまでは……。

#### ○ 早川新平委員

今委員長おっしゃったとおりで、選挙権が発生するのは当日ということなので、投票日がもう固定されて決まっているやつには今からでも準備できるけれども、投票日が1週間なりずれる可能性がありますやんか。そのときというのは、物すごい、たとえ2週間なら2週間の間に誕生日がある選挙権者というのはふえますやん。そのところぐらいというのはどれぐらいの経費がかかるのかな。

#### ○ 竹野兼主委員長

要するに、選挙日程が決まる部分のところ、そのところに例えば今言われている1週間延びたりするのかという、例えば予測だけの話かもしれないんですけども、例えば今回でいうと、参議院議員選挙がこの日に決まりますと言ったところからきちっとやれるのでそういうものを考える必要がないのか、例えばもう今の状況のところ、予定をしていて、大体これぐらいかなというのを予定していて、1週間延びたりすると、1週間分とか2週間分の部分のところでは余分な経費がかかるというような積算を考えているのかどうかを考えているのか答弁していただきたいということ。

#### ○ 上村選挙管理委員会事務局次長

実際に参議院議員選挙の場合ですと17日前に公示がされるわけですが、そのさらに前に国、県のほうから、大体参議院議員選挙いつごろになるというふうな日程がその前に恐らく通知が来ることとなります。なので、それまではできるだけ準備を控えていますか、日にちが確定した時点ですぐ取っかかるというような形に態勢をしておりますので、選挙日が予定よりも後ろにずれたからといって大きく経費のほうに影響することはないような形で準備をしているという形でございます。

○ 早川新平委員

わかりました。大変だろうけれども、頑張ってください。それしか言いようがないのでね。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 藤田真信委員

選挙の関連で、ごめんなさい、これ、前々から思っていたんですけれども、キャラクターでせんぴょんっておるじゃないですか。せんぴょんは役に立っているのでしょうか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

せんぴょん、こちらは四日市市出身の漫画家の現代洋子さんに描いていただいたキャラクターです。それまではこのキャラクターはなかったんですけれども、このせんぴょんを平成24年11月の市長選挙から導入しているわけなんですけれども、これまでのかたい選挙のイメージが、このせんぴょんをキャラクターとして取り入れることでやや選挙がやわらかいイメージになった、ちょっと身近に感じられるようになったというふうには聞いております。なので、これがイコールそのまま何かの形で数字にあらわれるというのはございませんけれども、ただ、一般の方のお声を聞きますと、すごく身近な選挙に感じるようになったということはお伺いしております。

○ 藤田真信委員

別にかわいいし、やめろというふうには言いませんけれども、まだこにゅうくんが投票をアピールしたほうが効果的かなというのは正直。

(「こにゅうくんは選挙権ないよ」と呼ぶ者あり)

○ 藤田真信委員

こにゅうくんは選挙権ないですか。

(発言する者あり)

○ 藤田真信委員

そうか、公職選挙法違反になるんだ。その辺、6歳を18歳に引き上げていただいて、こにゅうどうくんの年齢詐称だったということでちょっと引き上げていただいて。まじめな話、正直なところ、せんぴょんより、若い方にはこにゅうどうくんだと思います。ですので、そういう活用もいただければなというのは若干思っております。意見として。

あとは、投票所の話で平成26年度決算の審査で多分早川委員だったと思うんですけども、投票所のバリアフリーとか、もっとちゃんと高齢者の方に利用していただきやすい、行っていただきやすいことということでご提案いただいているんですけども、今回何か、参議院議員選挙も含めて、新しい投票所を考えていただいていたりとか、もしくは投票所の整備をされたとかいうふうなことがあったのか、もしくはあるのかお聞かせください。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

決算審査のときに早川委員からのご質疑、ご意見ございました投票環境のことについてですけれども、昨年の統一地方選挙で各投票所から投票の状況についての報告をいただいていますので、そのような中から投票の環境についていろいろ調べをさせていただきました。今現在とる対応といたしましては、例えば三重第一、三重地区市民センターの別館で投票をしているんですけども、こちらの出口のところに段差が若干ございまして、そういったところをつまづく方がみえられるということでしたので、それを次の選挙に間に合うような形で解消をしていただくような形で市民生活課のほうに依頼をさせていただいております。

そのほかにも、高齢者の方がなかなか投票所が遠くて行けないとかそういった事例がございまして、これは四日市市だけでなく、全国的にも高齢化が進む中で課題となっております。これという決定打というのがないんですけども、例えば要介護5の方は郵便投票ができますので、そういった制限の範囲を広めるような形で国のほうの改正を促すような形で要望を上げていくとか、そういった形のまず対応が必要なのかなと考えております。

そのほか、そういう高齢者に対する対応については全国的なのを調べているんですけれ

ども、どこもやはり課題としては捉えているんですけども、決定的な方策がまだ見つかっていないというのが現状でございます。

○ 藤田真信委員

そうすると、投票所の変更自体はそんなに想定はされていないですか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

現在、まだ投票所の確定までは行っていませんけれども、その変更も含めた形でいろいろ各投票所のほうは一応検討しているところで、調査をしている、準備を進めているところでございます。

○ 藤田真信委員

よろしくをお願いします。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 樋口博己委員

選挙なので選挙で続きますけれども、まず追加資料で出していただいた資料の費用なんですけれども、先回の市長選挙と今回予算を上げていただいた差とか、参議院議員選挙の費用が予算のほうは少し多目になっていると思うんですけども、この辺の差は何が差があるのでしょうか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

前回の選挙の決算額と予算額との差でございますか。

○ 樋口博己委員

はい。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長



実際最終的な決算としてこの額になったんですけれども、例えば候補者の数が違うとか、最大限の可能性を持って予算は組ませていただいていますので、そういった差でどうしても予算のほうをちょっと多目に見させていただくというようなことがございます。

○ 樋口博己委員

わかりました。

あと、参議院議員選挙の期日前投票は、恐らく今の時期なので、既存の箇所なのかなとは思っているんですけれども、期日前投票が始まって、先回、総合会館の場合とほかの場合と終了時間が違ったと思うんですけれども、今回も同じような時間差があるとか、その辺の考え方はあるのでしょうか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

確かに参議院議員選挙の場合は期間が長いですので、最初のうちは前回同様、総合会館のほう、第一期日前投票所を開設いたしまして、その後、追って、各第二、第三、第四の期日前投票所を開くというような形では考えております。

○ 樋口博己委員

そうすると、もう具体的に時間はこの時間で設定したいということがあるのであれば、また後で資料として提出いただきたいんですけれども。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

先ほど私言いましたのは、日程で差があるということでありまして、時間につきましては、前回同様、今の時点では8時終了というふうな形で一応考えてはございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、日にちがずれるということで、その日にちの、それは資料はいただけますか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

はい、後ほどご用意させていただきたいと思います。

○ 樋口博己委員

よろしいですか。

○ 竹野兼主委員長

続けてください。

○ 樋口博己委員

先ほど弁護士の登用の件があったんですけれども、4月から具体的に業務に携わっていただくということなんですけれども、その方、もし差し支えなければ、簡単な経歴というか、どれぐらいの職級で就労いただくのか、その辺もし可能であればお聞きしたいんですけれども。難しければ……。

○ 辻総務部長

次長申し上げましたように、今内定はしております。平成28年4月1日で実際に実務に携わっていた方を今、合格を打った状況でございますが、ただ、中身につきましては、まだあくまでも予定でございますので、そのあたりまことに申しわけございませんが、差し控えさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○ 樋口博己委員

わかりました。弁護士経験何年ぐらい経験とか、それも難しいですか。大体何年ぐらい。

○ 竹野兼主委員長

それぐらいは答えられるか。

○ 辻総務部長

具体的に把握はしておりますけれども、今、資料を持ち合わせておりません。ただ、1年2年という経験者ではないです。

○ 竹野兼主委員長

その年数だけは知りたいというのだったら、後ほどでもいいので、またわかったら教えてください。

#### ○ 辻総務部長

まだあくまでも予定ですので、詳細についてはご容赦いただきたいんですが、先ほどおっしゃられたようなことは個人を特定するものではありませんので、その辺は準備させていただきたいと思います。

#### ○ 樋口博己委員

わかりました。では、よろしく願いいたします。

研修のほうなんですけれども、建設技術系職員研修となっておるんですけれども、これはあくまでも建設なんですかね。土木はないという意味なんでしょうか。

#### ○ 石田検査監

建設技術系といいますと、私ども、土木、それと、建築、機械、電気といったところの部分全ての方を対象にして建設技術系とっております。ただ、専門研修の中の②と③のところでは建設技術系の全職員となっておりますけれども、括弧書きで土木と建築等ということで、内容については、監督業務が一番やはり重要だということで、土木と建築等には分けて二つの講座でさせていただく予定で考えております。

#### ○ 樋口博己委員

わかりました。

これ、それぞれ人数があるんですけれども、これは基本的にはどうなんですかね。建設技術系職員の方は、年に1回は何らかの研修を受けられるような体制のこういう人数配分なんでしょうか。

#### ○ 石田検査監

やはり中村委員もおっしゃっていただいたように、業務をやりながら研修に参加していただくという中で、なるべくうちのほうの研修する用意する側には出てきていただきたいというところで、各所属長には、最低1割、できれば2割の職員の方に出てきていただく

ような形で呼びかけをしております。

今の研修といいますのは、聴くだけではなくて、演習をさせたりとかいろいろな形で、講師の先生が一方的にしゃべるだけではなくて、参加する側といいますか、質問をしながら進めていくという形式に今、変えていっております。人数も余り多くしてしまいますと、どうしても聴くだけの研修になってしまいますもので、今、研修するときには、電卓を持ってこいというような形で演習の部分も含めたような形の研修を心がけておりますので、大体30人ぐらいがベストなのかなということで、そういうふうな形で今進めております。

#### ○ 樋口博己委員

わかりました。

そうすると、大体何年ぐらいで一通り全職員が研修を受けられるようなサイクルになるのでしょうか。

#### ○ 石田検査監

これはカリキュラムの問題にもなってくるんですけども、済みません、先ほどの質疑に対して十分な回答できなかったですけども、少なくとも今1割2割という説明の中で、各所属の職員については年に1回以上は出てきてくれということでやっております。できればこれ、それぞれの階層にも分けながらさせていただいておるところもあるんですけども、大体5年ぐらいは出てきていただいて、少なくとも5講座は必ず受けていただきたいというような形で最低限のカリキュラムということで重要な部分のところを研修考えておりますので、5講座ぐらいは出てきていただきたいというような形で今考えております。

#### ○ 樋口博己委員

わかりました。

技術系職員、特に土木技師だと思うんですけども、採用を募集してもなかなか集まらずに、2次募集、3次募集というような状況だとお聞きしています。採用されて、新人の方がいきなり即戦力にはならないので、どうしてもいろいろな研修を受けたり実務を受けて、具体的に業務に携わっていただくとお思います。特に初任者研修とか初級研修とかありますけれども、今後特にこのあたりを厚くして実務がきちっとできるまで育て上げていくというのが大事だと思うんですけども、その辺の今後の考え方をお聞きしたいんですが。

## ○ 石田検査監

ブラッシュアップというところで、やはり入ってから、一番大事なのは、関係法令とか、市職員、それから、監督員としての心構えといいますか、そういった部分が重要ということで、このあたりのところの初任者研修、それから、初級研修の部分で、まず基本になるような知識、それから、立場として十分理解をしていただきたいところの部分については、繰り返しこのところでやっていく。

それと、専門研修については、やはり業界のほうの方からも、職員の質の問題ですね。例えば現場で土木技師なり建築技師なりというのは、不特定といいますか、予測できないようなことも多々起こります。そのときに、即座に受注者の方と監督員との協議ができるような形での基礎知識といいますか、その対応能力、そういった部分について役立つような研修。それと、監督職員として、今は特に、平成26年度に建設三法と言われるものが改正になりました。その中でやはり、公共工事の品質確保の促進に関する法律というところで、やはり公共施設の品質を確保するという部分でのところが重要になってきております。

今回の研修につきましても、やはりそういった部分を受けて、アセットマネジメントとか、長寿命化という部分については、やはりつくる築造時のときから良質なものをつくっていくのが一番アセットにもつながるというところで、じゃ、それは物をつくっていく中できちっと段階段階の部分での確認作業であったりとか、物であったりというところを押さえていく。それと、現場にいろいろな不測な事態が生じたときに、適切な判断で効果的なものとして工法を変更したりとか、そういった部分の対応能力という部分を養っていくというところの部分も考えて研修の内容も平成28年度については考えさせていただいたところでございます。

## ○ 樋口博己委員

わかりました。公共事業は、検査というのは、最終検査、非常に大事だと思いますし、民間のこの前のマンションのようなことはないとは思いますが、やはりそういう現場でしっかりと技術を持った検査をできるようにしっかりとした研修をお願いしたいと思います。

それで、採用のほうなんですけれども、ここ、なかなか土木技師が集まらないという

ところで、特に今年度とかで採用などで工夫している面がありましたらお伺いしたいんですけども。

○ 藤田人事課長

決算審査のときも申し上げましたが、市内の高校に訪問をして受験を勧める一方、また、大学のほうにもアプローチをかけまして、説明会を開催できるよう、今現在、1校は常時行っておるんですけども、ほかの大学にもコンタクトをとって、説明を開催できるように今、準備を進めておるところでございます。

○ 樋口博己委員

民間とは一緒にならないと思いますけれども、民間企業なんかは、若手のOBなんかと一緒に学校へ訪問して、研修も含めて、市役所ではしっかりとしたこういう研修も受けて技術を習得できるんだというようなアピールを民間はやってみるんですけども、そういったことというのはされたことがあるのかどうなのか、今後そういうお考えがあるのかどうなのか。

○ 藤田人事課長

昨年度作成いたしました技術職のパンフレットみたいなものを作成して、職員の顔写真も載せて、どんな業務をしておる、市の業務のやりがいとか、そういったものも紹介して各学校へ配布しております。

○ 樋口博己委員

一緒に訪問とかはしていないんですか。今後はどうなのかお考えあればお聞きしたいと思います。

○ 藤田人事課長

市内の高校にはその高校の出身の職員と一緒に出向いておりますし、先ほどの今アプローチをかけておる大学等についても、その大学の出身の若い職員から、そのときにおった先生にアプローチをかけて、何とか説明会を開催できないかというようなところを今取り組んでおります。

○ 樋口博己委員

わかりました。

市立四日市病院のあそこも研修医をたくさん受け入れていまして、市立四日市病院に研修医として行くと高い技術が学べるというようなことで研修医が集まるというお話も聞いております。そういう面では、こういう研修は、新しい職員になって、忙しい業務の中でほったらかしになっているというようなことではなくて、しっかりとした研修も含めて、研修以外にも日常的に大変な業務の中でも、やはり若手をしっかりと育てているということも新しい職員の魅力づくりにもなると思いますので、その辺しっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他にご質疑ございますか。

○ 谷口周司委員

機密公文書リサイクル事業費でちょっとお聞きしたいんですけども、シュレッダーくず分とか、一般機密分とあると思うんですけども、この一般機密分の出先機関、これ、おおむね小学校区単位となっているんですけども、これ、小学校とか中学校の分も一緒に集められているのか教えていただけると。

○ 松村総務部次長兼総務課長

小学校とかの分も、拠点としましてその周辺からもらって、それをリサイクル業者に搬入しているというものでございます。

○ 谷口周司委員

これ、シュレッダーくず分、一般機密分、両方とも一つの業者でやってもらっているということですか。

○ 松村総務部次長兼総務課長

それぞれ入札を行っておりまして、別の業者ということでございます。

○ 谷口周司委員

それで、トータルで7万8000円と。

○ 松村総務部次長兼総務課長

予算といたしましてはこの額でございます。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

済みません、続いていいですか。

○ 竹野兼主委員長

どうぞ。

○ 谷口周司委員

以前から、番号制度関連システム改修経費とか窓口支援システム保守運用経費のところになっていくのかと思うんですけども、またかって言われるかもしれないですけども、コンビニの住民票の交付とかについて最近各市町でもいろいろ予算で出てきている中で、桑名市とか菰野町も始められるということです。四日市はまだまだ検討がされてくるのか、その辺予算には全く入っていないので、他市町が予算が出てきた中で、ほかも進めていくというのがわかってきた中で、今後のコンビニでの住民票とかの交付、少し考えが変わっていないのか、変わったのかだけでも教えていただけると。

○ 辻総務部長

まことに恐縮なんですけれども、私ども、IT推進課が持っていますのはシステムの部分で、おっしゃられた、他市町のコンビニ交付、今、かなり動きつつありますけれども、状況とか、システムのどういう対応をしないといけないとか、そのためのコストはどれぐらいかかるのであるとか、その辺は調査はしております。ただ、コンビニ交付自体は



市民文化部所管になりまして、そのあたりがちょっとご答弁しにくいといいますが、私もシステムのことで研究なり調査はやっておりますという程度でとどめさせていただきたいんですが。

○ 谷口周司委員

ぜひ調査研究だけでも進めていただけたらと思いますので、お願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

連携をとっていただくというような形をしっかりとっていただきたいということを谷口委員のほうからお願いしておるということで……。

○ 谷口周司委員

お願いします。

あともう一つだけ済みません。オープンデータなんですけれども、それにかかわる予算というのはどこにあるのか。予算かけないのか、その辺だけ教えていただけると。

○ 江崎 I T 推進課長

オープンデータにつきましては、一般質問で委員のほうからいただいております、そのときにもお答えをさせていただいておりますけれども、平成28年度に向けて積極的に取り組んでいくということで考えております。予算につきましては、具体的に何をやるかというところまで確定はできていないというところもございまして、今のところ具体的な予算取りというところまではやっておりません。

○ 辻総務部長

ちょっと補足させていただきますと、一般質問でお答えさせていただきましたが、平成28年度において、まずは統計データ、それをCSVといいますか、二次利用可能なルールで、その形式で出そうというのを内部で今まで勉強していますが、それは内部的に対応可能ですので、新たにデータを収集するとか、それを外注してまでではなくて、機械的に加工した上で出す、そういう意味で予算には明確にはあられておりません。

ただ、やっていく内容は、一般質問でご答弁申し上げましたように、まずは統計データ

をやる。あと、鯖江市とか横浜市とか、私も鯖江市の現物を使っただけですけれども、どういうふうな方針で、全てIT推進課のほうでデータを持っていない部分がありますので、そのあたりを市内を一度整理したい、あるいは方針を出したいというご答弁を申し上げましたが、その部分ではまだ費用は明確に必要ありませんので、そういうことでご理解賜りたいと思います。

○ 竹野兼主委員長

内部ということは、人件費の部分という考え方ということでお願いしたいということですかね。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。わかりました。済みません。以上で終わります。

○ 早川新平委員

予算書119ページの投票管理者61名とか、投票立会人124名と書いてあって、これ、投票管理者というと、投票所に1名責任者がいるわけよね。投票管理者というの。あと、投票立会人っていますやんか。これ、どこかが立会人が多いの。3人とか。普通だと、これ、掛けると、投票管理者と投票立会人が1カ所で2人いたら、数が合わないんだけどな。

○ 竹野兼主委員長

124名という部分のところで、61カ所という意味合いの部分のところで……。

○ 早川新平委員

そうそう。立会人3人おるところとか、そんなようなところ、投票所はあるのか。

○ 竹野兼主委員長

投票立会人の部分が2人分余分に考えてあるのかという。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

投票管理者は各投票所に1名ずつ配置させていただいておりますので、61名です。立会

人のほうなんですけれども、市内で常磐第一、常磐小学校でやっている投票所なんですけれども、この常磐第一がかなり選挙人の人数が多いということで、統一地方選のほうから中を2系統と申しますか、受付から投票用紙の配付、それから、記載、それから、投票箱に入れるまでの間を2系統にして、あたかも二つ投票所があるような形で配置をさせていただいております。そのため、投票立会人のほうを数をふやささせていただいているということで数字が倍数にならないという事情になっております。

#### ○ 早川新平委員

常磐第一ですか。ありがとうございます。

#### ○ 森 康哲委員

人権推進費のところなんですけれども、人権フェスタ事業費で拉致問題の啓発を行うというふうな記述があるんですけれども、具体的にどういうことをやるのか教えてほしいんですが。

#### ○ 長谷川人権センター所長

ただ、まだ来年度の事業ということになりますので具体的な検討というのはこれからということもあるんですが、現在考えておりますのが、人権フェスタの会場の中で、「めぐみ」のDVD、こういったものの活用とか、それからまた、目につく場所に総務省さんのほう、法務局さんのほうとも連携しまして啓発に、資料の掲出とか、そういうのに取り組んでいきたいと考えております。

#### ○ 森 康哲委員

平成27年11月定例会議会のときにも請願が上がって採択したように、我々もブルーリボンをつけて啓発に努めるというので請願を採択したので、やはりこういうところをどんどんオープンにして、みんなに啓発活動をしていただきたいという思いで、それぞれの、この人権啓発リーダー養成事業費のところにも、各地区で人権のいろいろな活動をしていただいていますよね。そういう方々に対しても、リーダーにも、例えば「めぐみ」のDVDを流したときに補助的に解説ができたり、最新の情報を持ってもらったりというのも可能だと思うんですけれども、そういうところまでやるおつもりなのかどうかお考えをちょっ

とお聞かせいただきたいんですけれども。

○ 長谷川人権センター所長

いろいろな方法を工夫していかないといけないなと思っておるんですけれども、ただ、今、具体的に各地区の人権・同和教育推進協議会さん、そちらのほうにどういうふうに関わりかけていくのは今のところまだ検討段階ということですので、ご理解いただければと思います。

○ 森 康哲委員

ぜひ、今検討中ということであればなおさら、そういうところも盛り込んだ内容にしていただきたいと思いますので、要望したいと思います。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

要望ということで、よろしくお願いします。

○ 荒木美幸副委員長

済みません、職員研修の資料ありがとうございました。大変わかりやすく丁寧な資料をつくっていただきまして、本当にありがとうございます。中村委員や谷口委員からも質問がありましたので、重なる部分は割愛します。

まずこの研修なんですが、パワーアップ、恐らく新規採用職員の研修は時間が長いかとは思いますが、それぞれの研修の時間的な部分を教えていただけませんかでしょうか。どれぐらいの時間を持つ研修にしているのか。お願いします。

○ 永田職員研修所長

永田でございます。細かな時間はまだ検討中のところもございますので、大まかに日程ということでもよろしいでしょうか。

○ 荒木美幸副委員長

結構です。

○ 永田職員研修所長

新任係長級は大体4日間ぐらい、新任課長補佐級で大体2.5、新任課長級で3から4、それと、新所属長で大体2日前後です。申しわけありません。ここまででご容赦いただければ。

○ 荒木美幸副委員長

ありがとうございます。思ったより長い時間をとっているなという認識ですが、新規採用職員についてはかなり長いと思いますが、何日ぐらいですか。

○ 永田職員研修所長

全体で大体17日前後になります。

○ 荒木美幸副委員長

ありがとうございます。チャレンジ、パワーアップともに、先ほどの説明で、受講対象者の数に対して受講者が少ない人数というのは育児休業とか業務の関係によるという話がありました。それに対して、先ほど谷口委員から、ちゃんとフォローしているのかというような質問があったかと思うのですが、先ほどのご答弁をお聞きしていると、ここは少し弱いのかなというふうな印象を持ちました。そうすると、例えば課長さんは、そこで受けられないと、次の年にじゃないと受けられないという状況の中で、やはり空白の1年間があるわけですね。もちろんフォローはしていらっしゃるんでしょうけれども、そのところの体制が少し弱い気がします。もう一回ご答弁いただけませんか。どういったフォローをしているか。

○ 永田職員研修所長

例えば人権・同和問題の研修なんかですと、3日間の日程の中で管理職はどれかに出られるようなという設定をちょっと工夫したりはしております。例えば人事考課の関係の研修につきましても、人事考課の前になりますと人事課通じての周知等もできますので、その辺の資料等での補完といいますか、そういう形をとっております。

## ○ 荒木美幸副委員長

ありがとうございます。やっぱり大事なスタートになりますので、そのこのところのフォローアップは今後もしっかりとお願いしたいなと思います。

そして、チャレンジなんですけれども、特にこの①、②、③、採用後5年目、あるいは採用後8年目、あるいは係長級職候補者ということで、恐らくこの辺の方々というのは、20代後半から30代ぐらいの、これから市を担っていく非常に重要な年齢層の方々の研修ではないかと感じます。そこで、例えばCS向上とかメンタルヘルスとか、非常に重要だとは思いますが、CS向上はこれは5年目の職員、メンタルヘルスは8年目ということで、その項目があるないというのはあるようですけれども、そういったところをもう少し十分に研修していくという考えはいかがでしょうか。

## ○ 永田職員研修所長

ありがとうございます。そのようには今後ちょっと工夫、研究をしていきたいと思っております。

ちょっとお話出ましたのでお話しさせていただきますと、接遇関係、CSのほうもそのようには捉えておまして、新規採用職員で接遇研修、5年目でCS向上研修、そして、係長でやはり指導的な立場ということもございますので、接遇研修と、職場の中でも研修の内容が活用できるような形で取り組ませていただいております。

先ほどのもう一つ、メンタルヘルスのところもなんですけれども、新規採用職員については、仕事の進め方の中でメンタルタフネス、それと、8年目でメンタルヘルス、あと、新所属長のほうでラインケアとか、一部、リーダーシップの関係で新任係長級、新任課長補佐級の中でやっぱり職場の環境をちょっとそういう配慮をしていくというような内容に触れながら、職場のほうでうまくメンタルヘルスが生かされるようなそういう取り組みで今のところきております。

## ○ 荒木美幸副委員長

ありがとうございます。そのように意識を持って取り組んでいただいているということですし、特に今、所長がおっしゃったラインケアですね、管理職がやはりきちっと気づいてあげるといふ。やはりメンタル疾患で今お仕事ができない職員さんも非常に多いですから、やはりそこは管理職のしっかりとした役割の一つかなと思います。

それと、もう一つこれは提案なんですけれども、民間の企業と違って、なかなか売り上げとか目標設定などができにくい業態なのかなと私は思っています。よって、やはり特に若い職員さんたちが、この仕事についてやりがいを持っていく、あるいは自分の人生の目標であったりキャリアデザインであったりそういったことがしっかり描けるような、そして、公務員になってよかったと思えるようなモチベーションアップのそういったマインドが養える研修もぜひ今後は取り入れていただきたいなと思っていますが、いかかでしょうか。

○ 永田職員研修所長

いろいろ勉強させていただいて、今後研究していきたいと思えます。ありがとうございます。

○ 荒木美幸副委員長

ぜひよろしく申し上げます。

さらに続けます。ステージのところの研修で年齢別研修というのがあります。ここで、49歳及び54歳になる職員ということで30人を対象にして、ここでは人権・同和問題や、メンタルヘルス、本市の行政課題ということで研修が行われるんですけども、例えば接遇的に一番弱いのがこの部分です。若い職員さんたちは最近非常にソフトになり、住民の方からもコミュニケーションがとりやすいというのをお聞きしておりますが、やはりどちらかというとな役職をお持ちになっていらっしゃる年齢が高い職員さん、このところの対応が非常にマイナスです。ここをしっかりと力を入れていただきたいところですが、この辺の考え方いかがでしょうか。

○ 永田職員研修所長

研修の内容を検討していく中で、そのあたりも取り組んでいきたいと思っております。

○ 荒木美幸副委員長

よろしくお願いたします。

それともう一点ですけれども、全体を拝見しますと、外部講師に依存している部分が多くなかと思えます。もちろん専門的な分野についてはプロの講師にお金を払って来ていただくということは重要なんですけども、やはり内製化といいますか、力のある職

員さんにはぜひ内部の講師になって、まずは若い職員さんからでいいと思うんですけども、指導していく人材に育てていただきたいということは、これは目標として持つておくべきだと思っておりますけれども、この辺の考え方については部長のほうがよろしいでしょうか。済みません。

#### ○ 辻総務部長

ありがとうございます。非常に大事なことだと思います。自分ですという以上に、人に話をするという事は、その本人のモチベーション、スキル、その辺をトータルにアップすることだと思いますので、大事なことだと思います。その辺、きちっと考えていきたいと思っております。

#### ○ 荒木美幸副委員長

これ、ぜひお願いします。必ずそういうスキルのある職員さんは四日市市でしたらいらっしゃると思っておりますし、メリットとしては、やはり経費の面の削減にもつながりますし、それから、今部長がおっしゃったような、教えられる側から教える側になることによってやはりスキルアップ、全体のボトムアップができると思っております。もう一つは、何よりも現場を知っている現場力がありますから、現場に即した指導ができると思っておりますので、その辺は少し、きょうあすということにはいかないと思っておりますけれども、計画を立てながら、そういう人材を見つけ、そして、そういうふうに登用していくという考え方もぜひこれからお持ちいただきたいと思っております。

さらに続きますけれども、やはり職員さんの弱いところであり、また今後やっぱり権利意識の高まる市民が多くなってくる中で、クレーム対応と、それから、危機管理対応ですね。これはクレーム対応を超えて、やはり理不尽な市民に対する対応であったり、ヘビークレマー、こういう対応もこれ、必ず必要になってきますけれども、この辺の研修はどこに組み込んでいらっしゃるでしょうか。

#### ○ 永田職員研修所長

まず一つは、CS向上研修の中で広範にそういうクレームへの対応、そして、組織としても対応していくという、それについて取り入れております。もう一つは、まだこれが今、固まっていないところでご了承いただきたいんですけども、特別研修の中の交渉力、こ



れの中身を今、そういう形にするのか、もうちょっと市民への直接的な対応にするのか、そのあたりを今検討中ということでご了解いただければと思います。

#### ○ 荒木美幸副委員長

変更できる範囲の中でより効果的な、特にこういう研修は、座学ではなく、オン・ザ・ジョブ・トレーニングあるいはロールプレイングなどをしっかりと盛り込んだ内容に組み立てていただきたいと思います。

それから最後に、4ページの派遣研修、外に出る研修です。これもすごく大事だと思っているんです。いつも市役所の中でお仕事をしていらっしゃいますから、やはり外に出て違う職種の方と触れ合ったりとか、そういうところで刺激をもらったり、気づきをもたらすということはすごく大事だと思っています。個々の研修もすごく大事です。けれども、どちらかというと、例えば技術というのはその研修だけではやはり身につけませんね。けれども、何が大事かって気づくことがすごく大事で、しっかり気づきがあれば、必ず自分でやろうとしますし、その気づきがないまま技術だけでやってしまったら、これは研修の時間の無駄になってくると思います。

そういった意味からも、先ほどモチベーションという話もしましたが、外の風に当たるといえるか、外の交流をしっかりとしながら、新しい気づきや発見をもらって、それを職場に生かすと、市役所の仕事に生かすとそういった発想で、予算的なものの限りはありますけれども、こういう研修にどんどん特に若い職員さんを派遣していただきたいと思います。これは要望です。

それと、さらにやはり、今、民間企業はたった1日の研修も持つ経費がなかなか出せない状況があります。よって、商工会議所などが開催するたった1日2日の研修に社員をまとめて送るといって、そういう状況なんですね。それに比べれば、本当に市役所のメニューを見ると、物すごく盛りだくさんでさまざまなメニュー、そして、多くの時間を使って、また、講師を外部から呼んでできる研修ですので、どうか最大に効果的な研修をして、次代の役所を担う人材の育成により努めていただきたいと思います。

以上でございます。

#### ○ 竹野兼主委員長

議案第58号についての質疑はまだございますでしょうか。

○ 森 康哲委員

はい。

○ 竹野兼主委員長

そしたら、済みません、一旦閉じて休憩したいと思います。13時から再開いたします。

12：04 休憩

---

13：00 再開

○ 竹野兼主委員長

午前に引き続き、予算常任委員会総務分科会を開催いたしたいと思います。

○ 森 康哲委員

まず予算書の15ページの債務負担行為のところに記載されているところなんですけれども、上から5段目のところに三浜文化会館、それで、11段目に橋北交流会館とあるんですけども、この名前いつ決まったんですか。

○ 竹野兼主委員長

これは、総務部長、そのところは答えられますか。

○ 森 康哲委員

もし答えられないんだったら、後でもいいので、確認とれ次第教えていただければいいんですけども。

○ 辻総務部長

この三浜文化会館、橋北交流会館、まず条例は四日市市三浜文化会館条例と四日市市橋北交流施設条例、そういう名称で出させていただいています。それで、これは議会中ではなくて、議案聴取会の際にもお尋ねがあったと思うんです。それで、政策推進部長だった

と記憶していますけれども、今回この三浜については三浜文化会館、これは条例でそのまま出しています。それともう一点、四日市市橋北交流施設条例、これは貸し館部分ですけれども、恐らく全体の名称はどうなるんだというお話がご質問あったと思うんです。それで、政策推進部のほうで窓口になって今まで調整していましたので、政策推進部長が、愛称と申しましたか、総称と申しましたか、ちょっと記憶が定かではないですが、橋北交流会館、館全体の名前はそういうふうにする予定だというようなご答弁を申し上げていたというような記憶がございます。

ただ、これ、条例上はそういうご説明ですけれども、そこは私、承知していないところがありますので、これはいかがいたしましょうか。恐らくこれは市民文化部所管の部分と、政策推進部、こども未来部がメインになってこようかと思うんですが。

○ 竹野兼主委員長

ここでは答えられる状況ではないということだね。

○ 辻総務部長

そのとおりでございます。

○ 森 康哲委員

じゃ、これも（案）ではなくて、仮称でもなくて、これはもう決定事項でここに記載されているという認識でよろしいですか。

○ 辻総務部長

少なくとも三浜文化会館につきましては、今回の議会で議案で上げさせていただいていますので、これは設置条例をお認めいただいた上ということですが、その名称になります。

○ 竹野兼主委員長

その条例については、この課ではないよね。

○ 辻総務部長

この総務委員会ではございません。市民文化部所管の条例になりますので。

それと、今回それぞれ、工事請負契約締結議案も上げさせていただいておると思います。これにつきましてはこども未来部が所管する部分、商工農水部が所管する部分、市民文化部が所管する部分、教育委員会が所管する部分ということで、教育民生常任委員会がメインとなって、それで、連合審査と申しますか、そのあたりをご無理申し上げておりますので、所管についてはその関連になるのかなと思います。

ですから、名称については、繰り返しですけれども、愛称、総称を橋北交流会館と呼びたいというようなご答弁を申し上げますので、仮称かどうかというのは、いつ決まったかというのは申し上げにくいですが、少なくとも三浜文化会館については条例を上げさせていただいていますので、お認めいただいた上で正式決定になるのかなと思っています。

#### ○ 森 康哲委員

以前に、大矢知中学校のときには（仮称）がついていたこともありますし、議案等上げてきたときも（仮称）がついたまま上がってきたという経緯があるので、条例を通っていない状態でこの名前ここに記載されるのはどうかなと思ったので、お聞きしました。またわかり次第でいいので、教えてください。

引き続きよろしいですか。

#### ○ 竹野兼主委員長

はい。

#### ○ 森 康哲委員

人事のところなんですけれども、四日市大学の関係で所管事務調査を当委員会ですべていただきました。その中で資料として、四日市大学の生徒が過去5年間に何人四日市市役所に入ることができたのかというところで、過去5年間で1人だけだと。以前、私、お尋ねしたと思うんですけれども、例えば推薦ではないですけれども、いろいろな工夫を重ねて、もっと四日市大学からの採用をふやすことはできないのかと。例えば過去問とか面接の仕方とかのいろいろなアドバイスを四日市大学のほうに出向いて講座を設けるとか、採用に関しては法律の壁を超えてまではできないでしょうけれども、できる範囲内の協力ができないものかというのをお願いしたんですけれども、人事としてはどういうふうな考

えでおるのかお聞かせいただきたいんです。

#### ○ 藤田人事課長

四日市大学でございますが、委員おっしゃられるように、過去5年については1名入っておるだけでございます。過去、平成4年度から職員として入庁しておるんですけれども、全体の数で申し上げますと、消防職員、保育士、調理員も含めまして35名、そのうち一般事務につきましては16名が入庁しておる状況でございます。

それで、四日市大学に対して、過去問につきましては、市政情報センターのほうで誰も見られるような形で情報公開をしてございます。これについては公平性が1番ということもありますので、四日市大学に限って出すとかそういったことはいたしてございません。また、就職対策ということで面接とかそういったことは各学校で行われておりますので、四日市市が四日市大学に出向いて例えば面接指導とかそういったことについてはいたしかねるかなと思っております。

#### ○ 森 康哲委員

確かに直接学生に対してのそういう配慮というのは難しいのかもしれないですけども、担当の先生方に対して、いろいろ過去問を見れば、こういうことを取り上げるようにしているんだとか、四日市市独自のいろいろな聞き方もあると思うんです。例えば四日市市の花は何だとか、四日市市の市歌にはどういう文言が含まれておるのかとか、いろいろ工夫されて問題はつくられていると思うんですけども、それぞれの時事問題や、また四日市市独自の問題を先生にはアドバイスできると思うんです。直接学生にはできなくても、こういう過去問をもとにより理解を深めてくださいねという程度ならできると思うんです。それはどこの学生でも先生から習うことだと思いますので。

あと、四日市大学に限らず、特に工業系の高校、技術系職員の採用が非常に少ないと聞いています。これはいかがですか。

#### ○ 藤田人事課長

工業系の高校につきましては、午前でも申し上げましたように、高校へ出向いて受験を促してありまして、昨年、そして、まだ正式採用ではございませんが、平成28年度採用も市内の高校出身の技術系職員を確保できたところでございます。

## ○ 森 康哲委員

今までの過去を見ますと、四日市工業高校、四日市中央工業高校ともにやはりすごく少ない採用だと聞いております。どこから採用しているんだなど以前お尋ねしたら、県南部の高校のほう結構来ているんだということも以前の答弁でいただいているんですけども、やはり地元の高校から採ってほしいですね。定住人口をふやすというのも一つですし、産学官の連携をとるにもやはりこの四日市市役所の採用をどんどんふやしていく必要性はあると思うんですけども、部長、どうですか。もっといろいろな工夫をしなければいけないと思うんですけども、工業系の高校生を採っていくために、採用時期とかそういうのを前倒しでできないんですか。

## ○ 辻総務部長

まず採用の時期等、これ、以前にもちょっとご紹介させていただいたが、協定があって、市役所がそれをさすがに破るわけにはいかないというので、9月の中旬、15日か16日ぐらいだったと思うんですけども、時期としては非常に難しいんです。ただ、先ほど人事課長申しましたように、特に地元の高校のほうを力を入れて訪問させていただいて、これ、詳しくは差し支えがありますけれども、応募みたいところも少し傾向が変わったのかなというのはございます。詳しくは差し支えありますのであれですけども、そのあたり、やっぱりそこはきちっとしていかなければいけないなと思っています。

これは四日市大学についても前段ありましたけれども、地方公務員法第17条だと思っていますけれども、競争試験等が法律でうたわれておるところがありますが、その中で、現に技術系の大学なんかへ行って、四日市市役所の仕事はこういうすばらしいというか市民の方に密接する仕事をしていますよ、やりがいがありますよというようなことは積極的にこれからもやっていこうと思うんです。

それで、私、以前、たしかその延長になりますけれども、四日市大学でもそういうような場を持たれていたことを記憶にあります。そういうあたりも、公平公正を云々するわけにはまいりませんが、こういう仕事をしていますとか、今も高校を回ってそれやっていますけれども、こういうやりがいがある仕事だとか、市民の将来にも影響する、そういうことについてはより工夫をしないといけないと思いますけれども、積極的に取り組んでいくべき事項かなと思います。

○ 森 康哲委員

四日市大学を開学した目的の一つでもあると思うんですけども、公私協力方式で四日市市も45億円出資しているんです。その大学を卒業した生徒を四日市市で採用するというのが自然の流れだと思うので、やはり公平性を求めながらもできる範囲内のアピールはしていくべきだと思うし、採用につながるいろいろなアドバイス、それはしていてもいいのかなと思うので、今後ともお願いしたいと思います。

それで、工業系の高校に関しては、就職協定が9月からという話ですけども、大学は6月から変わったんですね。日本経済団体連合会との、昨年度からかなり前倒しで、今ニュースでもしきりにやっているように、6月からに変更したと、そういうニュースも流れておりますので、その就職協定自体、民間との差が余りないような形でやはり取り組むべきだと思うんですけども、いかがお考えでしょう。

○ 辻総務部長

その辺も敏感に把握していかないといけないと思っています。特に技術系職員のほうですね。実は統一試験のほかに、前期試験と称しまして、春先といいますかに早期に募集をして、技術系職員についてはそれに対応したのもやり始めています。そのあたり敏感に適切に動いていきたいなと思っています。

○ 森 康哲委員

やはり全国的な流れも見ながら、そして、民間との兼ね合いも上手にとりながら進めて、ぜひいい人材を採用していただきたいと思いますので、強くこれは要望したいと思います。以上です。

○ 竹野兼主委員長

要望ということで。

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、討論に入ります。討論ございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第21目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費、第2条債務負担行為（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に上げる状況ではないということを確認させていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。

(異議なし)

[以上の経過により、議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第21目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費、第2条債務負担行為（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]



○ 竹野兼主委員長

それでは、続いて、議案第71号平成27年度四日市一般会計補正予算（第7号）について、理事者の入れかえがありますので、理事者入れかえお願いいたします。ご苦労さんでした。

議案第71号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第1款 議会費ないし第10款 教育費

議案第72号 平成27年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

議案第73号 平成27年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第74号 平成27年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）

議案第75号 平成27年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 平成27年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○ 竹野兼主委員長

それでは、議案第71号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費ないし第10款教育費、議案第72号平成27年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）、議案第73号平成27年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第74号平成27年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）、議案第75号平成27年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第76号平成27年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、説明は議案聴取会のところで終わっておりますので、質疑からお願いしたいと思います。ご質疑がございます方はご発言を願います。

○ 樋口博己委員

済みません、ちょっと資料が出てこないのだけれども、この3億7700万円は、これはどこからの予算措置でするんですしたっけ。収支を合わせるのに、どこからの予算流用なんですか。

○ 藤田人事課長

今回補正をお願いする3億7700万円については、人件費補正として補正をお願いするものでございまして、財源をご説明申し上げたらよろしいでしょうか。

○ 樋口博己委員

財源を。

○ 藤田人事課長

この3億7700万円の財源でございますか。ちょっとお待ちください。

○ 樋口博己委員

その資料が出てきました。大丈夫です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ご質疑もないようですので、これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより分科会として採決に入りたいと思います。それでは、議案第71号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費ないし第10款教育費、議案第72号平成27年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）、議案第73号平成27年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第74号平成27年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）、議案第75号平成27年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第76号平成27年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案

のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決しました。

補正予算についても全体会に送るということはないということで確認させていただいてよろしいですね。

(異議なし)

[以上の経過により、議案第71号 平成27年度四日市市一般会計補正予算(第7号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第1款議会費ないし第10款教育費、議案第72号 平成27年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第2号)、議案第73号 平成27年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第74号 平成27年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第2号)、議案第75号 平成27年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第76号 平成27年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算(第8号)

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費

第2目 人事管理費

第9目 計算記録管理費

第4項 選挙費

第2条 繰越明許費の補正(関係部分)

## ○ 竹野兼主委員長

それでは、続きまして、議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第2目人事管理費、第9目計算記録管理費、第4項選挙費、第2条繰越明許費の補正（関係部分）についての説明をお願いいたします。

## ○ 藤田人事課長

それでは、私のほうから、総務費の総務管理費、一般管理費についてご説明を申し上げます。資料につきましては、予算常任委員会資料、平成27年度一般会計補正予算（第8号）の1ページ、それと、2月補正予算参考資料（第8号）につきましては1ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

まず、臨時職員の賃金でございます。2月補正予算参考資料（第8号）1ページをお願いいたします。この臨時職員賃金につきましては、人事課におきまして、産前産後休暇、育児休業とか病気休暇の代替で任用いたします臨時職員とか、当初充てられることができなかった正職員の欠員の代替職員を任用するための賃金並びに社会保険料の共済費を計上してございます。本年度におきましては、当初想定いたしました育児休暇取得職員の代替職員が増員したということで、賃金につきましては750万8000円の増額をお願いするものでございます。また、共済費につきましては、常勤の臨時職員が加入しております社会保険の加入者が当初の見込みを上回ったということで、191万2000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、職員退職手当でございます。まず予算常任委員会資料の1ページをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。退職手当につきましては、平成27年度末における退職者がおおむね確定したということに伴いまして補正をお願いするものであります。予算常任委員会資料1ページ上段に、本市全体の事由別の退職者数と支給額をお示ししてございます。今年度の退職者は、定年退職者が55名、勸奨退職者が18名、普通退職者が76名で、合計で149名を見込んでおるところでございます。中段以降につきましては、過去10年間の退職者支給額でございます。退職者につきましては平成23年以降約130名から140名の間で推移しておるところでございます。

戻っていただきまして、2月補正予算参考資料（第8号）2ページをお願いいたします。今回お願いいたします補正額の内訳でございます。まず市長部局に係る退職手当につきま

して、平成27年度当初予算見込みの普通退職予定者数及び勧奨退職者が想定を上回ったことで、当初予算の10億2900万円に対しまして、所要見込み額が10億7080万円となりますので、4180万円の増額補正をお願いするものでございます。

私からの説明は以上でございます。

#### ○ 江崎 I T 推進課長

よろしくお願ひいたします。資料につきましては、2月補正予算参考資料（第8号）3ページと、それから、予算常任委員会資料、平成27年度一般会計補正予算（第8号）をお願いいたします。それから、補正予算書（2）につきましては32ページから33ページと、それから、繰越明許費の関係がございましたので、11ページもお願いしたいと思います。それから、資料多くて申しわけございませんが、最後に繰り越しの説明といたしまして、平成27年度2月補正予算（第8号）案の概要という資料がございしますが、こちらもお願ひしたいと思います。これ、11ページの繰越明許費一覧表というところでございます。済みません、いろいろ資料申しまして、申しわけございません。

説明のほうは、2月補正予算参考資料（第8号）で申し上げます。

#### ○ 竹野兼主委員長

2月補正予算参考資料（第8号）の3ページということでもいいのかな。

#### ○ 江崎 I T 推進課長

はい、国補正の行政内部の I T 化事業というところでございます。

では、よろしくお願ひいたします。行政内部の I T 化事業としまして、平成29年7月から稼働予定の、これ、マイナンバーの関係でございしますが、情報提供ネットワークシステムによる各団体間の情報連携に向けまして、国が提示しております自治体情報セキュリティ強化対策事業に基づいて、一層の情報セキュリティの強化を図るというものでございます。内容は、情報連携に活用される庁内ネットワーク環境のセキュリティを確保するために、サーバー機器やソフトウェア等を購入しまして、インターネットの接続環境を分離したネットワーク環境を構築するというところで、少しわかりにくいんですが、インターネットの接続を庁内のネットワーク環境から切り離すというような目的でございします。

もう少し具体的に説明をしたいと思いますので、先ほど申しました予算常任委員会資料

の2ページをお願いいたします。ここにイメージ図がございますが、よろしいでしょうか。済みません。これに書いてございますが、1、現行の構成というところでございまして、点線の左側に住民情報とか個人番号の一般業務を行う系列がございます。その右側には、情報系と申しまして、これは行政内部システムとか掲示板とか、それから、ホームページの関係のCMSとか、そういうものを扱うシステムでございまして、これらは平成27年10月5日の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして端末を分けております。パソコンを分けております。

これはなぜ分けたかといいますと、インターネットを個人情報のほうから切り離すという目的で二つのパソコンを分けて、この段階でのセキュリティーを確保しております。ただ、右側の行政内部システムとか掲示板とかを扱います情報系のほう、こちらにはまだインターネットがつながっておりますので、こちらのセキュリティーを完全に確保できたというところまで至っておりません。これの対策としまして、下の図、変更後の構成というふうにあるわけでございますが、こちらの情報系のパソコンからインターネットを切り離したいとしまして、さらなるセキュリティーを確保するということです。

少しわかりにくいですが、情報系のパソコンが今、下の真ん中に描いてあると思います。こちらから下の矢印がずっと右側へ出ているかと思いますが、インターネット系のほうへ矢印が出ております。これ、右側のところは何かといいますと、分離されたサーバーということで、こちらのほうのサーバー上にインターネットの環境を構築して、情報系の基礎のパソコンからこのサーバー上のインターネットの画面を呼び出して遠隔操作をするというイメージでございます。サーバーで処理した結果を今度逆に情報系の端末へ配信する。サーバーからクライアントへ送るということになります。

こういうふうにするによりまして、インターネットを情報系のパソコンで直接操作するというのではなくて、サーバー上に設けられた、仮想とかそういう言い方もするんですけども、それを見るだけと。遠隔操作をして、サーバー上の処理した結果の画面だけを情報系のパソコンへ持ってくるというようなセキュリティーの確保を図りたいということで、このような仕組みを考えております。これにつきまして、少しわかりにくいところがございますが、説明も不十分なところございますけれども、何しろインターネットを完全に切り離すというふうに考えていただければいいのかと思っております。以上がイメージ図ということで説明をさせていただきました。

資料ちょっと戻っていただきたいんですけども、2月補正予算参考資料（第8号）の

ほうですが、補正予算額としまして、今のシステムにつきまして1億5500万円ということで、内訳につきましては記載のとおりでございます。この事業は、ことし1月に国の補正予算に計上された補助金を活用するという事業でございます、時期が1月ということですので、年度内に完了が見込めないため、全額を平成28年度へ繰り越すということになってございます。これについて補正予算書のほうに繰越明許費として計上させていただいております。

以上、私のほうからの説明を終わらせていただきます。

#### ○ 上村選挙管理委員会事務局次長

私のほうからは、第4項選挙費についてご説明申し上げます。補正予算書は34ページから37ページ、そして、予算常任委員会資料のほうは3ページでございます。説明は予算常任委員会資料に基づきさせていただきますので、予算常任委員会資料3ページをごらんください。

今回補正をお願いいたします内容は、昨年に執行いたしました各選挙に係る経費で不用額が生じたことから減額補正をお願いするものでございます。補正額は、県知事選挙費で370万円、県議会議員選挙費で419万6000円、市議会議員選挙費で2464万8000円をそれぞれ減額するものでございます。

県知事選挙費と県議会議員選挙費の減額の主なものにつきましては、委託料のポスター掲示場の撤去等に係る入札差金、それから、時間外手当の職員手当等の執行残になります。市議会議員選挙費の減額の主なものは、負担金補助金及び交付金で、候補者の選挙運動用自動車関係及び選挙運動用ポスターの印刷などに係る公営の公費負担部分が主な要因となっております。

選挙費の補正額につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

#### ○ 須藤人権・同和政策課長

私のほうからは、繰越明許費のほうのご説明をさせていただきます。資料のほうは、平成27年度2月補正予算（第8号）案の概要の10ページ、11ページをお願いいたします。

平成27年度の繰越明許費一覧表というところの見開きになっておる部分でございます。よろしいでしょうか。第2款総務費、第1項総務管理費で、事業名のほうが人権活動拠点施設整備事業といたしまして580万円を繰り越すものでございます。当課は市内に四つの

人権プラザの施設管理をしておりますが、本事業は、人権プラザ赤堀のトイレ部分のバリアフリー化を実施するものでございます。一般競争入札を行ったところ、応札者がいないため不調となり、その後、参加要件を見直し2度目の入札を行いました。同じく応札者がなく不調となったところから、事業の年度内完了が見込めないため、次年度に繰り越しをお願いするものでございます。

説明は以上です。

#### ○ 竹野兼主委員長

これで以上ですね。説明はお聞き及びのとおりです。ご質疑がございましたら、発言をお願いいたします。

#### ○ 早川新平委員

今の人権プラザ赤堀の応札者がいないので2回不調になったという。これ、理由がわかっているんですか。例えば来年度に繰り越しても、条件が一緒だったらまた応札者がいない可能性があるのでは、そこ、問題があるところというのはやっぱり推測はできますか。あったら教えてください。

#### ○ 須藤人権・同和政策課長

本事業は設計業務もありまして、そちらのほうは今年度の頭のほうにさせていただきました。その後事業を実施するに当たり、人権プラザのほうは、例えば長期で休館するようなことができませんので、日々あいてございます。事業のほうの年間のスケジュールの中であいている期間、それから、当然地元の皆様あるいは地縁団体の皆様が使用される期間等の調整を図りながら、施工期間を昨年11月として入札とさせていただきました。多分その入札の時期あたりのことでひょっとすると応札者がなかったのかなというふうなところ推測しておりますので、来年度につきましてはなるべく早い時期に入札のほうをさせていただく予定でございます。

#### ○ 早川新平委員

理由はそういうところであれば、不自由をかけるのは市民の方なので、できるだけ早くやっていただきたいと思います。



続けてよろしいですか。

○ 竹野兼主委員長

はい、どうぞ。

○ 早川新平委員

先ほどの臨時職員の賃金のところに関連してなんですけれども、臨時職員のあり方について少しお伺いしたいんですけど、一般事務補助の臨時職員は最長5年ですよ。

○ 竹野兼主委員長

臨時職員賃金というところに関してということで。

○ 早川新平委員

臨時職員賃金というところに関してお伺いをしたいという。この1ページのそこにちょっと関連して、臨時職員のあり方をお伺いしたいんです。

○ 竹野兼主委員長

5年間という部分の状況を確認。

○ 藤田人事課長

一般事務補助で任用しております臨時職員につきましては、一つの職場において5年間勤めた後、異動して職場を変えておるルールをつくっております。

○ 早川新平委員

専門職というか、あるところでは5年以上同じところにおるという声を聞いているので、その実態は把握しておりますか。

○ 藤田人事課長

一般事務補助の臨時職員だけうちが把握しております、あと、看護師とか保育士については、現状、5年ルールで回しておるということは確認をとれておりません。

## ○ 早川新平委員

人事というとやっぱり総務部が全部把握するのかなと私は理解しているんだけど、今のところはちょっと、職場職場によって規定が全部違うということですか。初めに全部言うと、一般事務補助の臨時職員は、先ほど説明いただいたとおりで、最長5年という形でということは認識しているんですけども、ほかのところで7年ほど同じ職場におると。そうすると、言葉、表現が悪いのかもわからないけれども、やっぱりお局さんのそういう方があって、やっぱりフレッシュな方、それから、そういったものを育てていくという意味で、現実にはそういう場所が、職場があるんだということを伺っているんです。そういうことを認識されているかというのをまず最初にお伺いしたかったんです。

## ○ 藤田人事課長

保育士に関しましては、保育幼稚園課が臨時職員を所管しておりまして、実際に5年で切ってしまうよりも、何しろ保育士を確保したいということがございます。遠い職場で転勤になるのであればやめたいというようなところもございますので、5年ルールの徹底はいたしていないというふうに聞いております。ただ、問題のある職員については、毎年園長のほうの人事ヒアリングを行いますので、異動をかけておるという現状は聞いております。なお、常勤臨時職員の保育士として約170名程度雇っておるんですけども、5年以上同じ職場で勤めておるとするのは約3割程度というふうな把握はしてございます。

## ○ 早川新平委員

ありがとうございます。保育士さん、確かに確保するのが非常に難しいという現状はよく全員わかっておると思うんですけども、それがうまく円滑に回っているときはいいんですけども、一部新任さんが行って、先ほどの、ずっと精通されている方がいると、逆に弊害が起きると。言葉の言い方ちょっと難しいかもわからないけれども、そういったところは、これは人事ですので、総務部が僕はやっぱり。各部署は部署がやるんだろうけれども、人事となると、総務部で、そういう弊害というか、そののところがやっぱり認識してもらって。

現場からの声が届いているということは、やはり問題ありだというふうに私らは認識するので、今の質疑をさせていただいたんです。課長の話でもうそのところはわかってい

るといふことであるけれども、一部の職場という、保育士さんという結果も出たんだけど、現実にそうなると、新しい方が非常にやりづらいという現場のところ、そのところもやっぱり改善していってもらって。3割程度が徹底していないということで、これが果たしているのかどうかという、健全な方向ではないというふうに思っています。

そういう意味で臨時職員のあり方を冒頭で教えていただいたんですけども、一般事務補助はきちっとある程度できているけれども、専門職のところでの現状があるということとを認識していただいているということですね。現場の声がいろいろあれば、それに対するの打開策なりを考えていっていただかないと、新しい方のフレッシュな力をやっぱり活用していかないと、一方では経験者とか専門職のところは必要だろうけれども、そこでの融合性というのは考えていただきたいなという、現場の声からも聞こえてきているのでお伺いいたしました。

済みません。以上です。

#### ○ 竹野兼主委員長

他に。

#### ○ 谷口周司委員

関連で。先ほど3割と言われたのは、正規職員で3割ぐらいの方が5年以上同じところにみえるということですか。非常勤職員ですか。

#### ○ 藤田人事課長

常勤職員、フルの保育士さんのアルバイトさん約170名程度おる中の3割の方が5年以上同じ職場に勤めてみえるという現状です。

#### ○ 谷口周司委員

ありがとうございます。ちょっと想像より多いなと思って。ただ、保育士不足というのはあるので、大事にしていけないといけないというのはわかるんですけども、やっぱりそれで足元を見られてなかなか人事制度がほかとうまくいかないというのはいかなものかと思います。多分子ども未来部さんの思われていることと、総務部の人事課のほうとの思いも違うかもしれませんが、ぜひその辺は一度考慮入れていただいて、きちっと

した人事評価ができるように進めていただきたいと思いますので、お願いいたします。  
ありがとうございます。

#### ○ 中村久雄委員

関連。今の臨時職員さんですけれども、臨時職員さんはやっぱり1年契約なんですね。1年契約で、1年を超えて契約はできないということで契約をやり直すと。5年というのは内部ルールなんですよ。それで四日市市役所としてやっていこうというので法的には問題ないということですが、時間給、給料はこれ、8年おっても10年おっても上がりませんよね。という理解のままでいいですか。

#### ○ 藤田人事課長

各時給については、フルタイムとパートタイムとは区分けはしておりますけれども、何年みえても単価としては一緒でございます。

#### ○ 中村久雄委員

だから、その辺がね。やっぱりいい方もいらっしゃると思うんです。それが8年おっても1年目と同じ給料で、仕事はどんどん習熟度が増えてやってくる、余裕が出てくると。それで、人の動きが気になるというふうなところの悪循環になっていくというので、何とかこれ、いい方法を編み出して、モチベーション上げていくような方策がなかったら、これはもう保育士さんも不足して、やはりなれた人がおってほしいのと、どうしてもいい人まで悪い影響が出てくるという不幸なことになってしまいますから、その辺は何かいい手って考えられますか。

契約書は半年、たしか6カ月で契約して、それで、1年を超えて契約できないと。6カ月ごとに一応更新なので、その6カ月の間に習熟度が増したら何か評価して時間給を上げるとかいうところを繰り返していけば、契約が1年なので、1年たって次の契約結ぶときに、そこでぽんと給料を上げる、これは多分できないかと思うので、中でやれるとかそんな方法はできませんか。

#### ○ 藤田人事課長

入ってすぐの職員と7年も8年もやっておる職員の単価が同じ仕事をしておって同じと

いうのはちょっとそのようなところはあるかとは思いますが、同じ雇用条件で単価を変えるとというのは今の時点では難しい状況でございますけれども、その辺の声は保育士のほうからも上がっておるといのは十分把握しておりますので、今後検討をしてみたいと思います。

○ 中村久雄委員

また、地方公務員法でいろいろあると思いますけれども、その辺何とかうまくいく道を見つけていってほしいと思います。私もちょっと勉強しますわ。

○ 竹野兼主委員長

意見ということで。

他にご質疑ございますか。

○ 樋口博己委員

選挙費で、これは県知事選挙、県議会議員選挙、市議会議員選挙、去年の4月なんですけれども、なぜ今の時期で減額補正をするのか。もっと早い時期にできなかった理由を教えてくださいいただけますか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

統一地方選挙の減額補正がこの時期になった理由ということですが、まず県知事選挙費と県議会議員選挙費の経費につきましては三重県の負担となっておりますので、その額の決定通知を来るのがちょっと遅かった、昨年10月なんですけれども、遅かったということがあって、この時期となりました。といいますのも、統一地方選挙は、この三つの選挙、県知事選挙、県議会議員選挙、市議会議員選挙、同時期に行いますので、準備も一緒にといたしますか、共通で作業があつたりします。そういった経費を選挙の執行後に振り分けをするような事務的な作業がございます。そういった作業に時間がかかってこの時期になってしまったというのが実情でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、毎回この時期なんですか。

○ 上村選挙管理委員会事務局次長

前回の統一選のときもこの時期に補正をさせていただいておりました。

○ 樋口博己委員

わかりました。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他にご質疑ございますか。

○ 中村久雄委員

済みません、たしか前にも聞いたことあると思うんですけども、勧奨退職の定義ってどうでしたかね。毎回聞いているような気がするんやね、これ。

○ 川口人事課副参事

勧奨退職の場合は、定年退職前10年ということで、基本的には50歳の方から59歳の方までという形で10年間、この年齢の方が基本的には勧奨退職の対象者となってまいります。

○ 中村久雄委員

もうぼちぼちあんだ、もういいよと言うわけじゃないくて、50歳過ぎて、ちょっと次のこともやりたいなというところで自分から自主退職が、30年もやったので、勧奨退職という名前にして、退職手当の減額をなくそうというところなんですか。

○ 川口人事課副参事

委員おっしゃいますように、こちら側からおやめいただくという制度ではなく、ご自分で早くやめられる方についての制度ということでお願いいたします。

○ 中村久雄委員

これは民間企業はないですよ、こういうのは。あるのかな。

○ 竹野兼主委員長

あるやろう。早期退職者には退職金の上乗せとか。

○ 中村久雄委員

はい、わかりました。

続きまして、行政内部のIT化事業、これ、国が提示しているというので、ほかのものに比べて国庫支出金、国のお金が少ないんじゃないかなと。2720万円だけで、うちが1億円も使っと思うんですけども、この2720万円というのはどの自治体も同じなんですか。一律で国の補正予算の額というのは。

○ 江崎IT推進課長

この国庫支出金、補助金でございますが、この金額につきましては人口割で決められております。

○ 中村久雄委員

その辺で各自治体から、ちょっと少ないんじゃないかというのは、意見とかは上がっていないですか。

○ 江崎IT推進課長

各自治体によりまして、この対策、整備の状況といいますか、セキュリティーの状況は違いますので一概に言えないところはございますけれども、この事業をやっていくに当たりまして、今までにない技術を使うとか、サーバーとか機器を購入していくということで非常に大きな金額になってまいります。今回は補助金の関係もございまして、購入ということで予算化をお願いしておりますが、リースで本来、サーバーとかソフトウェアの購入をしておりますので、それにならすと5で割ったような数字になりますので、もう少し負担感は少なくなるかと思いますが、おっしゃいますように、国の補助金というのが、市でやる事業に対して十分ではないという認識は少しっております。

○ 中村久雄委員

ともかく情報セキュリティーはしっかりしなければいけないのでいたし方ない面もあると思うんですけれども。

この図面を見ながらいろいろ詳しく説明いただいたんですけれども、もうひとつ理解が悪いので確認したいんですけれども、下の変更後の構成で、情報系というのは職員さんのデスクにあるパソコンですよね。これでいろいろな行政内部のネットワークがあるというパソコンですよね。ですから、4381台の行政内の全パソコンのほとんどの部分を占めるやつですよね。それ、確認を。

### ○ 江崎 I T 推進課長

おっしゃいますように、今の情報系のパソコンということで捉えますと、全体が4400台ぐらいあるんですけれども、そのうちの3700台がこの情報系のパソコンというふうになってございます。

### ○ 中村久雄委員

ということは、ですから、内部の何たらシステムありますよね。それは自由にいろいろできるけれども、外へ向けてのインターネットを使ってのメールだとか、インターネットの情報を見るだけ。詳しくというかわかりやすくいえば、例えばインターネットショッピングなんかの通信はできないと。インターネットと離すということは、見ることはできるけれども、そこへ登録とか買うことはできないというような理解でいいですかね。

### ○ 江崎 I T 推進課長

インターネットに関しましては、操作の方法とか少し変わりますけれども、機能につきましては、インターネットから画像とか少し加工した形で持ってくるわけなんですけれども、インターネットを検索した後、例えば何らかの情報を得たりとか、イラストを検索してそのイラストを持ってきたりとか、そういう基本的な機能については今までと変わらないんですが、ただ、セキュリティーを向上させなければいけないというのがございますので、インターネット上にあるファイルとかデータ、それをそのまま持ってくるのではなくて、無害化というような言い方をしているんですが、害にならないような形に加工して自分のパソコンへ取り込むとか、そういう機能的なご不便をなるべくかけないように構築していくということは可能でありますので、機能につきましてはおよそのことができますと考



えていただいたらいいかと思います。

○ 中村久雄委員

そしたら、例えば確認ですけれども、インターネットで画像なんかをワードに張りつけたいからというのは持ってこられると。アメリカの何たら大学の文献で発表したその発表の資料を持ってこようと思ったら、一旦そういうふるいにかかって入ってくるという理解で、これは自動的に入ってくる、そんな感じですか。

○ 江崎 I T 推進課長

おっしゃっていただきましたように、自動的というところだけは少し変わらして、無害化、ウイルスではない、害を及ぼさない形に加工して取り込むというふうにはなります。ですから、機能としては、ご心配いただくような、例えばインターネットの情報あるいは文書とか、あるいはイラストとか、そういう情報につきましては、今までと同じように持ってくることはできます。

○ 中村久雄委員

それはもうインターネットで何か引っ張ってこようと思ったら、全てそのセキュリティーにかかるということですか。全てかかって、みんな無害化して入ってくると。要は、デスク上で使う分には、ちょっと時間は遅くなるかわかりませんが、特に今までと変わりなく使えると。これは自動的にホストのほうでやっているという理解ですか。

○ 江崎 I T 推進課長

そのとおりでございます。各職員のパソコンにはそういう危険はなくなりまして、サーバー上のほうで全てそういうインターネットの操作をしますので、こちらのほうで取り込んだ情報を無害化して、害のない形で各自職員のパソコンへデータを配信すると、そういうふうなシステムでございます。

○ 中村久雄委員

わかりました。

## ○ 谷口周司委員

関連。少しだけ済みません、もうちょっと。この行政内部のIT化事業は、国の補正があるなしにかかわらずやる予定だったのか、これ、国の補正がわかったからやることになったのか、その辺だけちょっと教えていただけると。もともとやる予定があったのか。

## ○ 江崎IT推進課長

これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、ネットワーク関係のセキュリティーをもっと向上していかなければいけないということで、本来IT推進課としてやっていこうとしていた事業でございます。そういった中で年金の漏えい問題とかそういうのが起こりまして、国のほうも行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に向けてこのままではいけないと、もっとセキュリティーを高めないことには、市民の不安とか、それから、システムの安全性を確保できないということで、国も補助金を出して事業を進めるというふうなことが重なりまして、それを市としましても利用して、今回このセキュリティー化を図るというふうな件でございます。

## ○ 森 康哲委員

各地区市民センターとか、例えば東京事務所とか、外部のコンピューターとつないでいるのはインターネットでつないでいるんですか。それとも、何か別の方法でつながっているのか、ちょっとその辺を教えてください。

## ○ 江崎IT推進課長

例えば地区市民センターとかでも、住民情報システムとかそういうものも使っておりますし、それから、行政内部システムをやっております。こういうのは、おっしゃいますように、インターネットを通じて、インターネットの回線を通じてやっております。ただ、業務につきましては、閉じた中のネットワークということで、一般に使うインターネットとは別の専用のネットワークの中でやっているというふうに考えていただきたいと思います。

## ○ 森 康哲委員

そうすると、この庁内のやつはサーバーを経由してインターネットの情報は入ってくるということなんですけれども、地区市民センターはどういうふうな仕組みになっているのか教えてほしいんです。

○ 林 I T 推進課長補佐

先ほど申しました課長に補足させていただきます。地区市民センターと本庁のネットワークは、まず行政LANといたしまして、インターネットとは違うセキュリティーの施された回線を利用させていただいています。地区市民センターの端末からインターネットに抜ける場合も、1回本庁にその行政LANを通して入ってきて、それから出ていきますので、必ず出入り口が今1本になってございます。そういうふうな仕組みでございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、地区市民センターのパソコンでネットを見ようとしても、このサーバーを経由して、行政LANを経由して見ることになるという説明でよろしいですか。

○ 江崎 I T 推進課長

そういうことでよろしいかと思えます。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 森 康哲委員

ありがとうございました。

○ 樋口博己委員

済みません、退職手当のところの一つお聞きしたいんですけれども、定年退職の方は定年で退職されるので理由は明確なんですけど、勸奨退職と普通退職の方で、市立四日市病院の看護師の方は結構出入りが多いのではないと思うんですけれども、いわゆるメンタル面で休養されてみえて、結果として退職されたという方の人数だけ教えていただけますか。

○ 藤田人事課長

今回普通退職者については10名ございますが、今把握しておる範囲では、メンタル疾患で休職をしておって普通退職した者はございません。

○ 樋口博己委員

済みません。10名と言われたのはどの数字ですか。市長部局ですか。

○ 藤田人事課長

済みません、予算常任委員会資料の普通退職76名のうち、看護師とか上下水道局、教育委員会を除いた市長部局の普通退職者が10名ということでございます。

○ 中村久雄委員

12名と書いてある。

○ 樋口博己委員

10名という数字がないんです。

○ 藤田人事課長

大変失礼いたしました。12名でございます。訂正いたします。

○ 樋口博己委員

勸奨退職のほうの11名もメンタル疾患によるものはなしということでいいんですか。

○ 藤田人事課長

先ほど申し上げました12名のうち、メンタル疾患での退職はございません。

○ 竹野兼主委員長

いやいや、勸奨退職の11人とこの資料には載っていて、この11人の中にはそういうことはないかということを知っているから、そのように教えてください。

○ 藤田人事課長

大変失礼いたしました。11名の勸奨退職者におきましても、メンタル疾患での退職はございません。

○ 樋口博己委員

そしたら、後ほど資料で結構なんですけれども、この5年間で勸奨退職・普通退職の方でメンタル疾患で退職された方がみえるかどうかのわかる資料を後ほどで結構ですので、過去5年間で資料でお願いできますでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

この資料については審査に関係しますか。

○ 樋口博己委員

関係ありません。

○ 竹野兼主委員長

ないということなので、藤田人事課長、いかがですか。用意できますか。

○ 藤田人事課長

職員で休職をしておって、そのまま退職された者であればお示しはできるんですけども、メンタル疾患で退職したかどうかという、それが確かかどうかまで把握はいたしておりませんので、休職しておった者が退職したというケースで拾わせていただきたいと思えます。

○ 竹野兼主委員長

それでよろしいですか。

○ 樋口博己委員

結構です。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、それでよろしくをお願いします。

○ 早川新平委員

言葉の定義を教えてほしい。勸奨退職と早期退職はどう違うんですか。言葉の意味を教えてください。

○ 藤田人事課長

定年に至るまでにやめる者が早期退職でございまして、そのうち、先ほどの勸奨退職、50歳以上の者が勸奨退職に該当するといった理解でお願いしたいと思います。

○ 竹野兼主委員長

要するに、定年退職前の部分のやめられる方が早期退職で、その中の50歳になったところからは勸奨退職対象でいけるというような形ということでもいいんですね。

○ 早川新平委員

ありがとうございました。中村さんが言ったように肩たたきが勸奨退職かなというイメージがあるのでちょっと伺ったんだけど、勧めるというね。

○ 谷口周司委員

続きで教えてもらいたいんですけども、これ、分ける必要があるのはなぜなんですか。49歳と50歳で違うということですよ。

○ 藤田人事課長

あくまで勸奨退職の対象が50歳以上ということで決めておりますので、49歳で退職なされる方は普通退職扱いになります。

○ 川口人事課副参事

勸奨退職といいますと、市の側が、先ほど申しました、50歳から59歳までの方に限って、今年度末に退職してもらおう方おりますかという形で募集を一定期間行います。それに対し

て手を挙げられた方だけが勸奨退職という形になります。それ以外で、例えば年度途中の退職とか、年齢が合致しない、もしくは経験年数が足りないとか、そういった勸奨退職に合致しない方については勸奨退職にのりませんので、一般に普通退職という扱いをさせていただきます。

○ 谷口周司委員

じゃ、年齢で50歳以上になっても、普通退職になっている人もいるということですね。そうですね。ありがとうございます。

○ 川口人事課副参事

はい、そのとおりです。

○ 竹野兼主委員長

よろしいでしょうか。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。はい。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、討論に入ります。討論ございましたら、発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決に入りたいと思います。それで

は、議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第2目人事管理費、第9目計算記録管理費、第4項選挙費、第2条繰越明許費の補正（関係部分）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送ることはないということで確認させていただきますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

〔以上の経過により、議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第2目人事管理費、第9目計算記録管理費、第4項選挙費、第2条繰越明許費の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 竹野兼主委員長

それでは、14時30分まで休憩をさせていただきたいと思います。その間に理事者の入れかえをよろしくお願ひします。再開は14時30分から、総務常任委員会という形で続きをさせていただきますので、よろしくお願ひします。

14：15 休憩

---

14：27 再開

〔常任委員会〕

○ 竹野兼主委員長

時間前にお集まりになりましたので、それでは、ただいまから総務常任委員会に移らせていただきます。



- 議案第77号 四日市市行政不服審査法施行条例の制定について
- 議案第78号 四日市市行政不服審査法の施行に伴う整備条例の制定について
- 議案第80号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第81号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第82号 四日市市職員給与条例等の一部改正について
- 議案第83号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第84号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 議案第85号 四日市市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 議案第86号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第87号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第88号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第89号 四日市市職員賞じゅつ金条例の一部改正について

## ○ 竹野兼主委員長

それでは、議案第77号四日市市行政不服審査法施行条例の制定について、議案第78号四日市市行政不服審査法の施行に伴う整備条例の制定について、議案第80号四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第81号四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第82号四日市市職員給与条例等の一部改正について、議案第83号四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、議案第84号四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第85号四日市市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、議案第86号四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正に

ついて、議案第87号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第88号四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第89号四日市市職員賞じゅつ金条例の一部改正についての質疑をお受けいたしたいと思います。ご質疑はございますでしょうか。

○ 中村久雄委員

資料ありがとうございます。資料では、行政不服審査がどれぐらいあるかと不服申し立ての件数を聞いたわけですがけれども、結構あるのかなというふうなイメージです。この中で、法にのっとって適切にやっていますから、不服申し立てがあってもそれはだめですよという形になるかと思うんですがけれども、逆転で不服申し立てが認められたという件というのは中にありますか。

○ 松村総務部次長兼総務課長

この不服申し立てにつきましては、それぞれの所管課で審査を行っておりますので、私として全て把握してはございませんが、ただ、例えば情報公開の不開示決定につきましては、やはり開示・不開示というのは非常に微妙なところもありますので、審査の段階で開示すべきという判断をされたものはございます。

○ 中村久雄委員

わかりました。それぞれケース・バイ・ケースであるという理解でいいですね。  
以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

なしでよろしいですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、質疑もないようですので、これより討論に入ります。討論がございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、議案第77号四日市市行政不服審査法施行条例の制定について、議案第78号四日市市行政不服審査法の施行に伴う整備条例の制定について、議案第80号四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第81号四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第82号四日市市職員給与条例等の一部改正について、議案第83号四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、議案第84号四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第85号四日市市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、議案第86号四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について、議案第87号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第88号四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について及び議案第89号四日市市職員賞じゅつ金条例の一部改正につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第77号 四日市市行政不服審査法施行条例の制定について、議案第78号 四日市市行政不服審査法の施行に伴う整備条例の制定について、議案第80号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に

ついて、議案第81号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第82号 四日市市職員給与条例等の一部改正について、議案第83号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、議案第84号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第85号 四日市市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、議案第86号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について、議案第87号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第88号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第89号 四日市市職員賞じゅつ金条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、理事者の入れかえをお願いいたしたいと思います。

平成27年度第1回及び第2回四日市市人権施策推進懇話会について

○ 竹野兼主委員長

それでは、理事者入れかえが終わりましたので、所管事務調査として、平成27年度第1回及び第2回四日市市人権施策推進懇話会についての説明をお願いいたします。

○ 須藤人権・同和政策課長

よろしく申し上げます。資料のほうは、総務常任委員会の所管事務調査資料ということで、第1回人権施策推進懇話会についてというところからさせていただきたいと思います。

○ 竹野兼主委員長

申し上げます。

○ 須藤人権・同和政策課長

平成27年8月20日に第1回を開催させていただきました。経過のほうは、本市においては、平成17年によっかいち人権施策推進プランを作成し、各種事業を実施してまいりまし

た。さらに、平成24年2月に人権施策推進懇話会の意見を伺いながら新たなプランを取りまとめ、各種人権施策を進めているところであります。

本年8月20日に開催されました人権施策推進懇話会では、昨年度実施されました各種人権施策の内容をもとに、よっかいち人権施策推進プランの進捗管理及び評価について議論されたものであります。プランに基づく事業としましては、全体で175件の事業がございまして、常任委員会別では、総務常任委員会所管では48事業ございます。

その際の委員の主な意見としまして五つほど記載をさせていただいておりますが、二つ目のところで、相談者のプライバシーの確保について質問がございました。これに対しましては、相談窓口が多い部署では相談スペースの確保は今後も課題として認識しており、市民の相談案件に応じてプライバシーの確保に十分配慮していきたいと説明をいたしました。

また、各地区の人権・同和教育推進協議会等の活動への支援について質問がございました。これに対し、地区により、地区市民センターと人権・同和教育推進協議会等との連携などかわり方は異なっておりますが、今後も人権センター、人権プラザ、地区市民センターが連携して各地区の人権・同和教育推進協議会等の活動への支援をしていきたいと説明いたしました。

第1回が終わりまして、今後の予定といたしましては、いただいた意見を踏まえて、外部評価報告書の案を取りまとめ、次回の人権施策推進懇話会でその内容について議論すると、そのような予定でございました。以上が第1回でございます。

第2回のほうが、大分とめくっていただいたところにまたあるんですけども、ページ番号でいうと、25ページになっております。

第2回のほうは、本年1月18日に開催いたしました。議論の内容は、先ほどの昨年8月20日のご意見をもとにしまして、よっかいち人権施策推進プランの外部評価報告書の案を取りまとめておりましたので、その内容につきまして、人権施策推進懇話会のほうで外部評価報告書を作成するに向けてたたき台として委員の皆様にご議論いただいたところでございます。

委員の主な意見としましては4点ほど記載させていただいております。一つ目の、さまざまな研修を受けた人々が活躍できる場づくりについて意見がございました。また、最後のところですが、社会情勢が複雑化・多様化してきている中で、新しい人権課題に対しての推進体制の整備について意見がございました。

この後、いただいた意見を踏まえて外部評価報告書の案を修正し、正副会長の承認により成案とするということで一任をいただきまして、今定例月議会の初日だったと思うんですが、外部評価報告書を取りまとめたものを各委員さんのお手元のほうに届けさせていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。ご意見がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 中村久雄委員

32ページの評価のところではピアサポーターというのが出てきたんですけども、これ、当事者の方がそういう障害をお持ちの方などをフォローするという事なんですけれども、四日市でどれぐらいの方がいらっしゃるんですか、ピアサポーターになっている方。

○ 渡辺人権行政監

今のお尋ねのピアサポーターでございますが、まず市の職員としてピアサポーターという立場で市民の方に携わっている者はいないと思います。

○ 中村久雄委員

職員ではないんですか。

○ 渡辺人権行政監

はい。特に福祉関係の中で、今ご指摘のあったような障害の方とか、障害の方でもいろいろ種類というかございますけれども、社会福祉協議会の中での相談窓口とか、そういったところで相談を受けてみえるという場合にピアサポーターというふうな対象になるわけですが、申しわけないですが、人数については把握してございません。

○ 中村久雄委員

わかりました。やっぱり同じような立場の人とか身近な人が相談にのってくれるという

のはありがたいことなので、障害とかいう形のお持ちの方をまたこういう形で取り上げていただくようお願いしたい。

それと、午前中も出ていましたけれども、北朝鮮による拉致被害者のところがどこにも入っていないと。確かに四日市市は地理的なものから、やはり虐待や子供や老人やというのがどうしても気になって、なかなかそこまで目が行かないかと思うんです。やっぱり最初の挨拶とかいうときに、今の国の状況とかいうのもちょっとまぜ込みながら、そういえば拉致の問題も大変なんやなということを送り込んでいただくということが大事なのかなと感じましたので、お願いしたいなと思います。

### ○ 渡辺人権行政監

きょう森委員のほうからも同様のご意見を頂戴しました。私も請願をいただいて可決をいただいた、その中で、今年度は残りの日数が少ないわけでございますけれども、特に来年度に向けてどうあるべきか。請願の中身には、きょうのお話のDVDのお話もありました。それから、各地区の中での取り上げ方もございました。また、広報紙等でのPRもございました。

そのところを具体的に、広報広聴課なんかとも一部話をしておるんですが、機を見たタイミングで、北朝鮮人権侵害問題啓発週間がございますので、12月10日からだったと記憶しておりますが、いかに市民の方に目につくような形でそれをPRするかということも含めて、きょう人権センター所長が答弁させてもらいましたけれども、それに加えてそういう形のものも検討していきたいと考えています。

### ○ 中村久雄委員

ぜひまた、この委員さんは皆さんそれぞれいろいろな場面で発信するツールをお持ちの方なので、その方たちにちょっと頭の片隅に、耳に入れて、どこかで発信していくことも考えられますので、こういうふうな人権施策推進懇話会とかいうのも利用しながら、そこで最初の行政側の挨拶の部分でしかなかなか話は出てこないかと思えます、実際には。というのでお願いしたいと思えます。意見です。

### ○ 竹野兼主委員長

これも意見ですと言っただけで。

○ 中村久雄委員

了解。

○ 早川新平委員

ちょっと教えてください。人権施策推進懇話会の委員さんが8名みえる。これ、任期はあるの。

○ 須藤人権・同和政策課長

任期のほうは2年でございます。

○ 早川新平委員

再任は妨げないということによろしいですか。

○ 須藤人権・同和政策課長

はい、そうでございます。

○ 早川新平委員

会長は、その中の委員さんの中で互選で選ぶということですよ。確認をお願いします。

○ 須藤人権・同和政策課長

そのとおりでございます。

○ 早川新平委員

わかりました。

○ 谷口周司委員

関連で。これは、各団体さんから推薦で出されてくるのか、この団体さんへの割り振りがあるのか、委員の選ばれ方というのはどうやって。



## ○ 渡辺人権行政監

今のご質問につきましては、人権施策推進懇話会の設置要領が設けてございます。その中の組織としまして、委員は、学識経験者、分野別関係団体から構成するというふうな表現がございます。そもそもこの人権施策推進懇話会自体ができた経緯もございまして、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が平成12年にできました。国のほうの法律ができました。それを受けて、市のほうの基本方針も決めました。その中で具体的に進めていくのどうしようということで、よっかいち人権施策推進プランができ上がってきたという経緯がございます。

このプランができ上がる前に、人権施策推進懇話会をつくったほうがいいですよというふうな、答申された中にそういうものがございました。そこにいろいろな人権課題という、分野別の課題といいますか、先ほど来の障害者の方、高齢者の方というものがございます。その基本方針にもたしか六つだったと思うんですけども課題がございましたので、その課題をベースに市民の方に入っていただくというふうなことからこういう人選に至っているというふうに理解しております。

## ○ 谷口周司委員

ありがとうございます。わかりました。

## ○ 藤田真信委員

2回目のことし1月18日のほうの委員の主な意見の中で、社会情勢が複雑化・多様化してきている中で新しい人権課題に対して推進体制の整備ということでご意見いただいているんですけども、新しい人権課題というのは具体的にはどういったものなんでしょうか。

## ○ 須藤人権・同和政策課長

そのときの委員さんからのお話でこれという特定はなかったんですが、当然今ですと、性的指向のことであつたり、性同一障害、あるいは新しいところで行きますと、例えば東日本大震災のほうで差別を受けている人権課題等があると思います。

## ○ 藤田真信委員

東日本大震災……。

○ 須藤人権・同和政策課長

東日本大震災のことによって差別を受けている、いわゆる福島差別と言われますけれども、そういう差別を受けている方の人権課題とかいうところも法務省の人権擁護局のほうで一番最後のところに挙がっておったりするところがございます。

○ 藤田真信委員

こちらの中でお聞きすることかどうかわからないんですけども。中川議員がよく、今回の一般質問でも犯罪被害者とその家族の人権について一般質問で取り上げられたりとか、あとは議員立法というか、議員で条例制定を目指されたりとかという動きをされていたんですよね。成功されたかどうかちょっと僕は把握していないんですけども、そういった観点とかというのは、この新しい人権課題として盛り込んでいくというような感じのご意見というのはなかったんですか。

○ 竹野兼主委員長

そののところに関連していく部分もあるのかということも含めて答弁下さい。

○ 須藤人権・同和政策課長

人権施策推進懇話会の中での委員さんのお話の中ではその部分についてはございませんでした。

○ 藤田真信委員

ありがとうございます。そうすると、次のまとめていく段階では、そういったものは基本的に入ってこないということなんですかね、犯罪被害者の件は。

○ 竹野兼主委員長

今後はどうなのかという部分について一応見解を願いますでしょうか。

○ 渡辺人権行政監

先ほど申し上げました国のほうで人権教育及び人権啓発の推進に関する法律によります

と、国のほうで人権教育・啓発に関する基本計画がございます。その中に各人権課題に対する取り組みという項目がございます。ここに細かく課題別に挙げてございます。例えば女性、子供、高齢者、障害者というふうなぐあいに国のほうで人権課題というふうに捉えているものがございます。その中に今ご指摘の犯罪被害者等というものも入ってございますし、刑を終えて出所した人とか、元ハンセン病患者の方とか、いろいろ人権課題でございますが、そういったものについては広く人権の課題として捉えていくという国の方針でございます。私どもも当然広く四日市市民の人権という中では、そういった人権課題も捉えていくという認識でございます。

○ 藤田真信委員

ありがとうございます。よくわかりました。

あともう一つ、第1回のほうの、相談者のプライバシーの確保……。

○ 竹野兼主委員長

要するに、相談をする場所が聞こえてしまうんじゃないかという。

○ 藤田真信委員

オープンというところで、例えばこれを受けて何か具体的に窓口をとというようなお話はつながったんですか。

○ 竹野兼主委員長

対応策。

○ 渡辺人権行政監

申しわけございませんが、確認まではしておりませんが、これはこのご意見をいただいた方が個々具体的におっしゃってみえたのは、総合会館3階でワンストップで新しくこども未来部を設けました。そちらのほうでローカウンターで子供さんを連れた親御さんがご相談にみえると。そこの部分を想定してのお話というふうに言われました。

あそこは相談室は設けてございます。比較的細かく、部屋も一つ二つではなくて、もう少し設けてございまして、必要に応じて当然、内容に応じて、そちらの部屋を使いながら、

ご本人さんのプライバシーの保護をもちろんやっているというふうに私どもは認識しておりますが、その委員さんから見たときに、子供さんがちょっと走り回っておったとかそういう部分も含めて、やっぱり声が聞こえてしまうのではないかという心配をなされて、より厳格に個人の方のプライバシーを守るような取り組みをとるというご意見をいただいたということでございます。

○ 藤田真信委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 荒木美幸副委員長

関連でよろしいですか。済みません、今、藤田さんがいろいろお聞きになったんですが、人権施策推進懇話会のご意見の中の新しい人権課題というところで、具体的な内容にはなかったというお話が今ある中で、先ほど須藤課長が性的マイノリティーの言葉を出されました。LGBTですよね、非常に身近な問題になりつつあるなというのを実は実感しております。私の身近にも、男性であり女性の心、逆もやはりいらっしゃいますので、ここはやはりきちっと対応していくということが必要かなと思いますので、今後また大きな課題として捉えて進めていってほしいと思います。よろしくをお願いします。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他によろしいでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、所管事務調査、平成27年度第1回及び第2回四日市市人権施策推進懇話会についてはこれで終了したいと思います。ご苦労さまでした。

それでは、理事者入れかえですので、委員の皆さんはしばらくお待ちください。

[予算常任委員会分科会]

○ 竹野兼主委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会、会計管理室について開催します。

まず、会計管理者、ご挨拶をお願い、坂倉会計管理者、よろしくお願いします。

○ 坂倉会計管理者

どうぞよろしくお願いいたします。

会計管理室の予算は、総務費、総務管理費、会計管理費でございます。公金の収納や支出事務などに係る内部管理経費が主なものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第6目 会計管理費

○ 竹野兼主委員長

それでは、議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費につきましての質疑をお受けいたします。ご質疑がございましたら、ご発言願います。

いかがですか。

○ 樋口博己委員

役務費でいいんですか、これ、読み方。これがふえているのはどういう理由ですか。今年度に比べて来年度がふえているのは。

○ 小田会計管理室長補佐

役務費の増に関しましては、主に返信用の切手代ということでございます。これにつきましては、平成21年度、平成22年度のころにかなり金券等の事故がございまして、金券の管理の基本方針を定めまして、切手につきましては総務課のほうで一元管理をしてきまし

た。

ただ、当初は安全性の確保とか、あるいは一般の郵便物に関しましては総務課の所管でございましたので総務課のほうで管理をしてまいったわけですが、現状といたしましては、各課が相手さんに渡しまして返信用に切手を使うのみ、通常の文書につきましてはほぼ後納郵便に変わってきておりますので、返信用の切手ということになってきましたものですから、本来、物品の所管が会計管理室ということで、来年度から、今まで総務課で管理しておりましたものを会計管理室のほうで管理をしてはどうかということで、来年度からは会計管理室でさせていただくということで、その分が百四、五十万円ほどふえたということになってございます。

また、マイナンバーの関係で、これも市の支払いにおきまして源泉徴収事務を行うに当たりましてマイナンバーを今後取得していくことになるわけですが、その際に基本は対面でマイナンバーを取得するというところでございますけれども、一部につきましては、返信用の切手を入れまして、相手さんから、通常の郵便ではなくて、書留等で送っていただく必要がございますので、その分も予算計上いたしまして、そちらのほうも50万円程度でございます。その分があわせてふえたということになってございます。以上です。

#### ○ 樋口博己委員

ありがとうございます。需用費で決算書印刷製本費とあるんですけども、これ、今議会でペーパーレス化をやっていこうというふうになってはいますけれども、これ、印刷製本の冊数がふえたり減ったりしても、そんなに金額が変わらないものなのかどうなのか、その辺どうでしょう。

#### ○ 小田会計管理室長補佐

印刷製本費につきましては、主に公金業務と申しますか、公金の収納に当たりまして各金融機関から私どものほうへいろいろ書類をいただく、通常の納入済み通知書、市民の方が金融機関で納めていただいた紙、納付書がございまして、その頭紙になるようなものとか、あと、全庁的に使用しております口座振替依頼書、そういったものを私どものほうで印刷をいたしております。

#### ○ 樋口博己委員

済みません。これ、今説明いただいたのは公金収納関係書等印刷製本費等だと思うんですけれども、決算書って議会に配る決算書ですよ。

議会がペーパーレス化を進めていくと決算書はどうなるのかわかりませんが、印刷する冊数が減ると予算としては大きく減るものなのかなとかお聞きしたいんです。

#### ○ 坂倉会計管理者

需用費の中で決算書印刷製本費の予算としましては約42万円ほどを予定しております。例年そのような感じでございます。冊数的には290冊程度でございます。決算書は、法律上、会計管理者が調製というふうな形になっておりますので、それを印刷して市長部局へお渡ししておるといふところでございます。ペーパーレス化で冊数が減るかどうかというのはまだ聞いておりませんので、また実際平成28年度印刷するに当たって、部局間のやりとりですね、減らすのであればこの経費が若干削減されるというふうになるかと思っております。

#### ○ 樋口博己委員

ありがとうございます。

#### ○ 竹野兼主委員長

よろしいでしょうか。

他にご質疑ございますか。

一つだけ。短期運用という部分のところで、今回マイナス金利という部分のところを考えると、何か市にとっての問題というか、どうなっていくのかなみたいなことを当然何か予想みたいなものをもつけられていることがあるのかなと。あつたら、その辺のところをもし教えていただけたらなと思うんですけれども、何かありますか。

#### ○ 水谷会計管理室長

もともとマイナス金利になる以前から金利はもうかなり低いレベルにありましたので、下がるといっても下げ幅の余地というのも余りありません。ですので、確かに多少は運用益という面で減ることは考えられますけれども、大幅に減るといようなことはないと思っております。

○ 竹野兼主委員長

では、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、ご質疑もないようですので、これより討論に入ります。討論がございましたら、発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費につきましては、原案のとおり可決すべきことにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

これにつきましても、全体会へ送ることはないということによろしいですね。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、よろしく申し上げます。

それでは、会計管理室、ご苦労さまでした。

[以上の経過により、議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出



予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、理事者の入れかえをお願いいたします。

ご苦労さまです。それでは、ただいまから監査事務局、予算常任委員会総務分科会を開催します。

それではまず、服部監査事務局長、ご挨拶をお願いいたします。

○ 服部監査事務局長

監査事務局、服部でございます。本日は、平成28年度の当初予算ということで、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第6項 監査委員費

○ 竹野兼主委員長

それでは、議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第6項監査委員費につきましての質疑をお受けいたします。ご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○ 藤田真信委員

監査レベルを高めるための研修の予算を増額すべきではないかということなんですが、いかが思われるでしょうか。

○ 樋口監査事務局次長

私どものほうで予算をお願いしている分もあります。それから、職員研修所のほうで市町村アカデミーとかの日本経営協会等の予算も確保していただいているというところもあ

って、現在のところ、今回お願いしているところがお認めいただければ、まず職員が参加させていただく研修については一応大丈夫かなと判断をしているところでございます。

○ 藤田真信委員

監査事務局の方の研修に関してはいいということですかね。ごめんなさい、私あんまりよくわかっていないんですけれども、監査委員自体の研修という部分ではどうなんですか。

○ 樋口監査事務局次長

監査委員の皆さんにつきましても、三重県、東海地区、それから、全国、あと、東海と近畿と北陸の3地区の合同の研修会がございまして、そちらのほうに監査委員さんご出席をいただいて、タイムリーな監査を取り巻く状況等についての研修をしていただいております。あと、監査委員さんを対象にいたしました市町村アカデミーのセミナー、また、三重県市町総合事務組合というところが実施しております監査委員さんを対象にした研修会等にも、議会日程等の絡みもございしますが、時間の許す限りご参加をいただいて研修に努めていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○ 藤田真信委員

ありがとうございました。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

他に。ご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ご質疑もないようですので、それでは、討論に入ります。討論ございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論なしということで、ないようですので、これより分科会としての採決に入りたいと思います。それでは、議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第6項監査委員費につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送ることはないということで確認させていただきますが、それでよろしいですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、監査事務局、ご苦労さまでした。

[以上の経過により、議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

少し時間早いですけれども、入れかえと休憩ということで、15時25分まで休憩させていただきますので、よろしくお願いします。

15：07 休憩

---

15：25 再開

○ 竹野兼主委員長

それでは再開します。

部長のご挨拶をよろしくお願いいたします。

○ 内田財政経営部長

財政経営部長の内田でございます。長時間ご苦勞さまでございます。本日は、当初予算案と補正予算案それぞれご審議いただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中管財課関係部分

第5目 財政管理費

第7目 財産管理費

第21目 諸費中市民税課、財政経営課関係部分

第2項 徴税費

第4款 衛生費

第4項 病院費

第8款 土木費

第7項 下水道費

第11款 公債費

第12款 予備費

第2条 債務負担行為（関係部分）

第5条 歳出予算の流用

議案第70号 平成28年度四日市市桜財産区予算

○ 竹野兼主委員長

それでは、議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第21目諸費中市民税課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費、第2条債務負担行為（関係部分）、第5条歳出予算の流用、議案第70号平成28年度四日市市桜財産区予算について、追加資料の説明をお願いします。

## ○ 石川財政経営部参事・管財課長

では、予算常任委員会総務分科会資料のほう、1ページでございます。公用車に関する購入とリースの車両1台当たりの経費比較でございます。よろしいでしょうか。

こちらのほうは、森委員のほうから従前にも資料請求をしていただいたということで、今回についても購入とリースについての比較表になっております。車種につきましては、こちらにございますように、ダイハツのハイゼットカーゴということで、軽貨物車で購入とリースの比較表でございます。左側が購入でございまして、右側がリースということで金額のほうをご記入させていただいております。

まず一つ目としまして、購入の場合、左の欄を見ていただきますとわかりますように、大きくまず車両本体価格ということになっております。それとともに、自動車の重量税等、あと、自動車損害賠償責任保険、あと、大きく分けまして、車検整備費、法定点検費、修繕費という形にはなっております。一つ目の下、中段のほう、購入のほうを見ていただきますと、購入価格につきましては、車体本体価格とともに、附属品ということで36万円という形で、例えばマットとか、あるいはいざ災害というときに広報用のスピーカーを搭載しますので、こういった経費になっております。その価格になっております。

それと、車検整備費とか法定点検費につきましては、地区市民センターで同車種を使っておりますもので、その関係で実績の平均値をとらせていただいております。車両修繕費も同じくセンターの平均値をとらせていただいているという経費比較になっています。

それと、非常に算出のしにくいところなんですけれども、この車両管理に関する経費ということで人件費を載せさせていただいております。車両、このメンテナンスに係る経費というのは非常に詳細に積算することは大層難しゅうございます。その中で、管財課に在籍しております臨時職員2名分の人件費を管財課の車両台数61台というところで割り戻しまして、1台当たりおおよそ4万3607円という形で比較の際の算出根拠というふうにはさせていただきます。

それと、当然車両購入ということでございますので、売却処分価格ということで23万円、下取り価格になっております。

それと、リースにつきましては、見積もりのほう、業者見積もりによりまして、7年間リースという中で、月額2万520円という形で、表の下にございますように、購入価格181万107円に対しまして、リース価格としましては172万3680円ということで、一応こういった形でリースのほうは8万6000円ほど安いという形にはさせていただいています。ただ、今申し上げたとおりに、人件費というのは非常に難しゅうございますので、それが全てということではないのだけ加えさせていただきます。

続けてよろしいですか。続きまして、市庁舎等整備事業費でございます。アセットマネジメントというところで、森委員のほうから、非常に写真が不鮮明、白黒でございましたので、そういった中で、総合会館の外壁の改修工事と、市庁舎1階になるんですけれども、これもなかなか外の明るさの関係で非常に不鮮明ではございますけれども、こういった形で天井崩落の対策ということで工事をさせていただきたいということで予算を計上させていただきます。

その続きでございます。公共施設LED化推進事業費、こちらにつきましても写真のほうは非常に不鮮明ということでございましたので、こちらのほうのかえる前とかえる後という、LED化した後という形で、こちらもちよっとぼやけてしまうんですけれども、大変申しわけないんですけれども、技術的にこれで目いっぱいなので、申しわけないですけれども、よろしくをお願いします。

説明は以上でございます。

## ○ 中根収納推進課長

先般、樋口博己委員のほうからご請求いただきました市税過納返還金の支出実績についてご説明をさせていただきます。市税過納返還金とは、納め過ぎた過年度分の市税を返還するものでございまして、一例ではございますが、例えば法人市民税を例にとりますと、事業年度開始後6カ月を経過した日から2カ月以内に中間申告により納税がなされますが、その後、事業年度終了時の確定申告の際、上半期の減益などにより中間申告で納付した税の還付が発生する場合がございます。

資料の表でございましては、過去5年間の支出年度、支出額、税目別の内訳及び括弧内は構成比率を記載したものでございます。過去5年間におきましては、各年2億円を

超える支出になってございまして、税目別内訳では、法人市民税が各年5割強から7割を占めている状況でございます。

最後でございますが、下段に記載がございまして平成28年度の予算額でございますが、法人に対する決算見込みアンケート調査の結果や各税目ごとの各年実績平均などから推計をしまして、3億400万円をお願いするものでございます。どうかご理解のほどよろしく申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

## ○ 大谷市民税課長

資料については、引き続きのページになってございます。四日市市ふるさと応援寄附金についてということで、谷口委員から資料請求をいただいております。項目としては、感謝の気持ち（お礼の品）の拡充についての年次的な部分、2点目が寄附の受け入れ額と関連経費がどうなっているのか、3点目がどんな形でPRとか広報に取り組んできたのかという点でございますので、資料にまとめさせていただいてございます。

まず1点目、感謝の気持ち（お礼の品）についてですが、四日市市では、平成23年8月に感謝の気持ちの贈呈を開始しております。その後、平成26年4月に12品目に拡充をしております。具体的な品目については、四角の中に示してございます、下線を引っぱった部分が拡充した部分ということでご理解いただければと思います。昨年4月にはもう一品目追加ということで、現在13品目14パターンということで運用させていただいております。今年の4月、平成28年4月からは、8品目から10品目程度ふやすというふうなことで、今、最終的な詰めをしておるところでございます。

次に、(2)をごらんいただきますと、各年度別の寄附の受け入れ額と歳出額ということで記載をさせていただいております。平成27年度につきましては12月末現在の数字でまとめさせていただいてございますので、その点ご理解いただければと思います。

次に、(3)、PR・広報に関する取り組みということでございます。まず②をごらんいただきますと、表で整理してございます。各年度、ふるさと納税に関するいろいろな書籍、雑誌等が発行、発売されておるわけでございますが、平成25年度にある出版社で取り上げていただいて、平成26年度はそれが2社、平成27年度については2月現在で6社取り上げていただいております。

①に戻っていただきますと、平成27年9月、昨年9月でございますが、「メトロガイ

ド」ということで、これ、地下鉄の駅で東京メトロの全138駅で配布されて100万部の発行というところにたまたま広告欄にあきがあるというのを東京事務所の職員が連絡をくれまして、それはいい機会だということで広告を掲載させていただいたということです。やはり首都圏からの寄附というのが全体の55%ほどございますので、首都圏でのPRということで、東京事務所の職員との連携等もこうやってふだんから連絡調整することの必要性を改めて感じたところでございます。

③には、三重県人会ということで、これ、三重県主催で東京、大阪で三重県ゆかりの方の集いもございますが、そういうところへ私どものパンフレットを置かせていただくというふうな取り組みをさせていただいておるところでございます。

説明は以上でございます。

## ○ 田中財政経営課長

続きまして、資料では7ページでございます。早川委員のほうから、公営企業繰出金の負担金と補助金についてと、この区別について説明をということでございました。

地方公営企業の繰出金でございますけれども、地方公営企業そのものは、一番左上のほうに書いてございますけれども、独立採算制を基本原則ということになってございますが、ただ、地方公営企業の経営の健全化の促進とか経営基盤強化といったことから、繰出金に対しまして、いわゆる一般会計から公営企業に繰り出すものについては負担金と補助金に区別されて、毎年総務省通知で繰出項目並びに率が示されております。

それで、負担金と補助金の区別ということでございますが、地方公営企業法のほうにそうした明示がしてございます。負担金でございますけれども、まず地方公営企業法でございますが、第17条の2でございます。いろいろと書いてございますけれども、2行目になります。出資、長期の貸し付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとするということでございまして、その負担するものは何かということが、一、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費。続きまして、二のほうでございます。当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費ということで地方公営企業法のほうには記載されてございます。

少しわかりにくいなということでございますが、地方公営企業法施行令のほうを見ただけですと、もう少し詳しく書いてございます。一般会計等において負担する経費とい



うことで第8条の5でございます。その中に、幾つか書いてございますが、本市の場合、病院と上下水道ということでございまして、そこだけ抜粋してございます。三のところ、病院事業、看護師の確保を図るために行う養成事業に要する経費、救急の医療を確保するために要する経費及び集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費、これをまず負担しなさいということでございます。

続きまして、2ということでございますけれども、また続きましてですが、病院事業ですが、山間地、離島その他のへんぴな地域等における医療といったことでございます。それから、病院の所在する地域における医療水準の向上を図るため必要な高度または特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費と、病院事業に関してはこうやって明確に書いておるところでございます。これをいわゆる負担金と。負担金でございますと、これは負担しなければならないと、そういったものでございます。

一方、補助金になりますと、これはまた地方公営企業法の第17条の3になってまいります。地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計または他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができるということでございます。こちらについては明確に書いてございませぬが、先ほど申し上げました、毎年総務省から出てくる通知のほうに書いてある繰出項目、率と、これに該当しないものは補助をすると、こういったことになっているところでございます。

右のほう、8ページに行ってくださいますと、それを少し当てはめて先般の整理をしてございます。病院事業のほう、高度または特殊な医療で採算をとることが困難である事業ということがございました。それは何かといいますと、企業債の償還金利息。これは高度医療に要する機器の購入に充てるものでございますけれども、そういったものについてはなかなか採算をとるのは難しいだろうということでこの元金とか利息。それから、小児医療の病床確保、それから、周産期医療に対する病床確保。なかなか医師の確保も困難な事業でございますが、そういったものについては負担しましょうということでございます。

それから、看護師の確保ということで、医師及び看護師等の研究研修に要する経費、それから、救急医療。それから、収入をもって充てることができない経費ということになっておりますが、これが院内保育所の運営に要する経費ということになってございます。通常の民間保育所であれば、その部分に対して支出するわけですが、ここは企業会計ということで出ていかないということなので、それのかわりに一般会計で見ましょうということでそういったことになってございます。それから、経営基盤の強化ということでございま

す。病院事業会計の共済追加費用ということで、これは先般、資料のほうで少し説明しましたが、まだ地方公務員の共済年金ができる前に、恩給法とか云々といった時代のものがございまして。それから、職員が急増した部分と、そういった部分については経営基盤の強化として負担しなさいと、こういうふうになってございまして。

それから、下水道事業になりますと、収入をもって充てることができない経費になりますが、雨水処理に関する経費ということでございまして。汚水は当然下水道使用料を取りますが、雨水は使用料を取りませんので、これはとても企業会計ではふけないということでございまして、全額市費をもって繰り出しましょうということでございまして。

そこから外れたものが、これが補助金となってくるわけございまして、それが総務省の通知に書いてあるものでございまして。ここは説明は簡略にしますが、病院事業であれば、基礎年金拠出金の公的負担とか、下水道事業では流域下水道の建設に要する経費とか、水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費です。それから、不明水の処理とか、下水道事業債の償還、分流式下水道とか、児童手当に要する経費といったものが総務省通知に記載してございまして、これらを補助しているというところでございまして。

説明は以上でございまして。

#### ○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

#### ○ 森 康哲委員

リースのところですね、購入とリースを比較する表を資料として出していただいたんですけども、購入のところの車両本体価格の下に値引き0円となっているんですけども、これはなぜ0円なんですか。購入する場合は何らかの値引きはあると思うんですけども。

#### ○ 石川財政経営部参事・管財課長

右にございましてように、業者見積もりということで、予算要求の際にとりました見積もりで値引きのほうゼロの状態で見積書をいただいておりますので、記載させていただいております。

## ○ 森 康哲委員

一般常識で、もし車を購入されるときに、値引きのない車は今現在ないと思うんです。それをそのままここに添付されても現実とはちょっとかけ離れていると思うので、比較する対象としてはこの資料はふさわしくないと思うんです。

## ○ 中山管財課課長補佐

ちょっと補足だけさせていただきます。今、森委員さんおっしゃっていただきますように、通常、車を買うときに値引きゼロというのはごくまれなケースで、一般的には値引きがあるというのが通常だと私も思います。今回、リースと購入を比較するに当たりまして、購入に関しては、要は、値引きゼロ、定額で見積もりをしていただきました。リースのほうも、この金額で車両を購入したとしたときにリース料金としてどれぐらいの金額になりますかという見積もりをお願いしています。

ですので、購入もリースも同じ金額で車を調達されるという前提でもって比較検討しておりますので、実際に購入するときの値引きとか、あるいはリース料金が入札によって価格競争が起こって下がっていくということは、この後発生するわけです。これ、実は入札は既に終わっておりまして、リースに関しましては、予算の段階では月額2万520円という数字で置かせていただいておりますけれども、入札の結果、これが1万4364円まで落ちていると。購入におきましても、もし購入する場合であっても、当然入札になりますので相当の金額の値引きはあろうかと思っておりますけれども、比較するに当たっては値引きなしの定額で購入をしたという前提でもってリースも購入も同じ条件でもって見積もりをしていただいたというところでございます。

以上です。

## ○ 森 康哲委員

当然、購入にしてもリースにしても値引きがあるのは理解できますけれども、金額が違ふんです。購入するときの値引き額とリースの値引き額というのは当然交渉の仕方も違ってくるし、金額も購入のほうのが安くなる。なぜなら、私は以前トヨタ系のディーラーで営業をやっていたので、購入する側とリース側のいろいろ商談も現実に行っていた人間なのでよくわかるんです。

じゃ、なぜリースが成り立つのかというのは大きな理由があって、個人のリースはあん

まりないんです。ほとんどが法人のリースなんです。なぜなら、損金で、経費で全額落とすことができる。リース購入すると損金で計上できて、法人にとってはそのほうがメリットがあると。ただし、購入するよりも高くなってしまうと、そういうデメリットもある。だから、個人のリースというのはなかなか広まらない。個人の場合は、購入したほうが安く購入することができる。個人で買う場合であっても、クレジットで買うことになると思うんですけども、なぜリースにしないのかというはっきりした理由があるんです。

それがこういう表を使って見るときに、人件費を入れてくるわ、値引きはゼロになっているわでは、これは比較対象にならないので、作り直してほしいんです。人件費というのは関係ないです、これ。購入するかリースかのところでもん。それもあやふやな数字でしょう。ただのこじつけじゃないですか。違いますか。

#### ○ 石川財政経営部参事・管財課長

当然購入にいたしましても、人件費、その後、購入した後、例えば車検整備費、あと、いろいろな手配をする、保険に入るといふ手間がかかるかと思えます。当然リースの中にも、おっしゃるようにもうけの部分も入りますし、メンテナンスにかかる経費もそのリース料金には加味されているかと考えております。ただ、いわゆる車検、それぞれの持っている車両を安全に運行するためには、一定、リースによってきちんとしたメンテナンスができ得るという状態を市としてはしていきたいという中で一元管理と。管財課では一元管理車両が多うございますので、そうした中ではできる限りリース車両によって適正なメンテナンスの上で運行して、安全に、車検切れがないという状態で当然運行していきたいというところの経費比較の上でリースという手段を選ばせていただいているのでご理解賜りたいと思えます。

#### ○ 森 康哲委員

全ての車両をリースで一元管理するというならまだ話はわかるんです。だけど、購入する部署とリースの部署と混在していて、一元管理にはまだまだなっていない。そうですね。購入車両もありますよね、当然。だから、メリットが薄いよという話をしている。一元管理で全ての車両をリースでやって、完璧に保険やメンテナンスのことはもう担保されているんだと、それだから、人件費がこれだけ削減されているんだというならわかるんです。だけど、購入車両もあって、リース車両もある。だったら、購入車両は誰が管理して

おるんですか。職員でしょう。そういうことを言っておるんです。

#### ○ 石川財政経営部参事・管財課長

今、一元管理車両という中で55台車両がございます。その中で51台がリース車両という中で、あと残るは4台でございます。従前から森委員のほうから、今おっしゃったように、全てリース車両であればある程度経費の節減が見込まれるんじゃないかという中で、残る4台も、例えばサンバートラックとか、あるいはハイエースであるとかというのがあともう購入車両で残っているばかりでございます。そうした中で、やはり一元管理車両については、全てリース化をすることによって、委員おっしゃるように、そのメリットを享受していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

#### ○ 森 康哲委員

例えば消防本部なんかでもリースじゃないんです。特殊車両ということもあるでしょうけれども、購入しないとなかなかうまくいかないから、安く入札にもならないから。消防本部だって何十台って管理しているじゃないですか。七十何台あるでしょう、消防本部だって。上下水道局はどうですか。だから、考え方がそれぞれの部署で違うんです。ただこうやって比較して、安いからリースなんだという理由はここでは通らないと思うんです。

この庁内、本庁のやつが全部リースで賄っているなら何にも言いません。今言われた一元管理の中でも4台購入車両があると。それ以外にも本庁扱いの車両はあるでしょう。だから、そういうのを全てリースで賄って、職員の人件費は一切ついていませんよというのであれば、話わかるんです、まだ。そうじゃなくて、混在しているから、そのメリットが薄いでしょう。だったら、職員を雇って、逆に購入したほうが、まだ人件費をかけてやったほうがいいんじゃないのという話をしているんです。

#### ○ 中山管財課課長補佐

この件に関しましてはずっと森委員さんといろいろ意見のやりとりをこれまでも何年にわたってさせていただいております。いつも大体、人件費のあり方、ここら辺に話が帰着するのかなと思っているんですけれども、私どももこの人件費、臨時職員2人がかかって、それを61台で割ってという数字が、これが唯一無二の正しい正解だというふうには思っておりません。

ただ、比較検討する中で、やはり購入車両が60台になれば、それなりの業務量が出てまいります。今、森委員がおっしゃったように、本庁の各課でも購入車両あるじゃないかということですが、何台あるかはいろいろな課によって事情あると思いますけれども、数台、二、三台であれば、その購入車両のメンテナンスに係る人件費あるいは業務量的なところはほぼそんなに大きな数字にはならないと思いますけれども、これが50台60台になればそれなりの業務量がかかってくる。

以前、これは平成14年度にさかのぼりますけれども、平成14年度から一元管理車両のリース化に着手しております。それ以前はリースは1台もなく、全て購入車両でした。その当時、管財課には車両係という係がありまして、もちろん市長車あるいは副市長車、マイクロバスの運転手、これ、正職員でしたけれども、こういった職員もおりましたが、そういう購入車両の車検あるいは点検、いろいろな故障の修理の関係で一つの係が、車両係が存在しておりました。

それをメンテナンスつきのリースを導入していく中でなるべく外部化していこうというところで、車両係を廃止して職員を削減していったという経緯がございます。ですので、今現状、管財課の体制としては、この60台近い台数を購入車両でやっていくという体制には既になっておりませんので、現実、購入とリースとを今、比較はさせていただいてますけれども、購入のほうに切りかえるというのは、現実、今の時点では難しいのかなと。

今、課長からも申し上げたとおり、一元管理車両のうち、あと4台購入車両が残っている。これはもう全て古い車ですけれども、これらについても順次リース化をしていきたいというふうな考え方で今現在おります。価格比較もありますけれども、昨年の決算常任委員会総務分科会でもお話をさせていただきましたけれども、厳密な意味で車のメンテナンスに係る人件費を積算することは不可能でございますので、何円単位という細かなレベルで比較検討をして、どっちが安い、高いということはなかなか難しいと感じておるところでございます。

## ○ 森 康哲委員

それでは、言わせてもらいますけれども、市議会が前回お借りしたマイクロバス、岐阜市の図書館に視察行ったときに、とんでもない運転手がおったんです。スピード違反はするわ、道は知らんもので、帰り、とんでもない方向へ帰っていったと。時速60km制限で時速90kmで走っておったら時速30kmもオーバーしておるやないかと。ぐいぐい抜いていくも

ので怖い思いをしたと、そういうことがあったんです。以前は、職員さんだったから、我々も顔を知っておる。向こうも我々の顔を知っておる。そういう間柄で信頼関係があったんですけれども、今回は全くそういうことがなくて非常に不快な思いをした。あつてはならないことだと思うんですけれども、その考え方はどうですか。

#### ○ 石川財政経営部参事・管財課長

1月18日だったかと思います。岐阜市の図書館に行かれた際に、多くの方、半数の方が、特に帰り道も怖い思いをしたということで、業者のほうも呼びまして、運行管理をしている中であつてはならないことということで、仕様に基づいて行くわけではなく、違う行程を使ったというところで嚴重注意をさせていただいて。今後の契約につきましても、現在、例えば運行管理に関して、安全な運転ができる運転手をとということで仕様のほうに新たに付け加えさせていただいて、次年度、平成28年度以降は契約をさせていただきたいなというふうには改めをさせていただきました。

確かによく知っている職員で運転手さんをとすることは、小川議員のほうからも、前は運転手さん、市の職員やったよねということは言われました。そういった中なんですけれども、やはり今、中山課長補佐のほうに申しましたとおりに、うちのほうで全部で61台という車両の中の1台でございます。マイクロバスの運行管理につきましても、なかなかそれを直に運転手を雇ってというわけにはいかないの、その点だけは今後、運行委託する業者についても安全管理に努めるようにということで仕様には新たに追加させていただいたということでご理解賜りたいと思います。大変申しわけございませんでした。

#### ○ 森 康哲委員

新たに加えたって、安全に運転するように今答弁があつたんですけれども、なかったんですか、そういう項目。安全運転に努めることという、一番重要なことですよ。法令を守ることとか一番重要なことだと思うんですけれども、そういうのを全然契約にうたってなかったということですか。

#### ○ 中森管財課主幹

運行管理業務委託の仕様の中で、乗務員の資格という項目がございまして、その項目の中で、年齢が21歳以上70歳未満の者、大型自動車免許以上の資格を有する者、そして、こ

の業務についていただく以前として、職業運転手として継続して5年以上の経験を有して、かつ5年以上にわたり無事故・無違反の者というものが過去からの仕様の内容でございました。当然安全運転の内容も盛り込んでありますが、今回、先般のマイクロバスの運行に際しまして、さらにこの業務の運行管理業務の安全性の担保を図るということで、次にご案内させていただく内容を盛り込んでおります。

旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項に、国土交通大臣が認定する適性診断を受けた者という項目がございます。手前どものマイクロバスは俗に言う緑ナンバーの車ではないんですけれども、この適性診断を必ず受けていただいて、その診断項目が全部で11項目あるんですけれども、この項目の評価点の合計が、優良とされる者が1項目60点でございますので、合計660点以上、かつ注意を認められると判断される者が40点を切るという形になりますので、かつ40点を下回る項目がない方ということを追加仕様で加えさせていただいて、今後、当該業務に携わっていただく業務員の方の資格において、安全性をさらに確保を図ったというところでございます。

○ 竹野兼主委員長

要するに、さらなる安全対策を盛り込んだということですね。

○ 中森管財課主幹

さようでございます。

○ 森 康哲委員

あのときの運転手に直接聞いたんですけれども、ああいうマイクロバスを運転するのはほぼ初めてに近かったと聞いております。それまで大型のトラックとかの運転は経験があったようなんですけれども、あのタイプのマイクロバスを運転するのは初めてだと。1回目か2回目かわからないんですけれども、ほとんど初心者に近かったと、ごめんなさいと。だから、乗用車と同じような感覚で運転していたのかという、我々、印象を持っているんです。

○ 竹野兼主委員長

今の話、森委員の意見をいただいたことで、行政側としてはさらなる対応をとられてい



るという部分のところはある程度わかっていただく……。

○ 森 康哲委員

足りないと思うから言っておるんです。

○ 竹野兼主委員長

その部分について、そしたら、答弁ありますか。

○ 森 康哲委員

そういうチェックできると思うんですか、今ので。

○ 竹野兼主委員長

いやいやいや、今の質問の部分のところに対してはその答弁かなど。さらなるという状況だったので、それ以上に何かという部分のところがあるのかないのかというのはわかりませんが、その点についてはいかがですか。

○ 森 康哲委員

いいですか。もっと言いますけれども、あのマイクロバス、タコグラフ、ついていないですよ。どのルートで何kmで走ったかというのをどうやってチェックするつもりなんですか。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

おっしゃるとおりにタコグラフはついていませんので、どのルートでということは確認はできません。聴き取り等で、当該の運転手については、聴き取り等をさせていただいた中で、どういうルートを使ったかということと、おおよその到着時間、運行日誌がございますので、その中でどのぐらいの時間でというのはおおよそ確認ができるというところでございます。

ただ、当該運転手は、平成26年9月にこちらのほうに勤務になっておりますので、おおよそ1年4カ月勤務をしている状態です。その中でマイクロバス自身の運行については、実際2回目とか初めてではなく、この乗っていただいたマイクロバスについても複数回、当然

1年4カ月運転しておりますので、その中でマイクロバスの運転はやっておるとい状態ではございます。

ただ、おっしゃるとおりに運転が荒かったというのもございましたので、そうした中で、さらなる、この運転手についてはいわゆる不適合ではないかということで、うちのほうもそういう指導をさせていただいて、一切、市の運転業務からは離れさせていただいて、その中で、先ほど申しましたとおりに、新たにより安全な運転を、クオリティーを求めるとい上で、運転管理について適格な資格がある、そういうチェックを必ずするようにいことで先ほどの基準を加えさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

#### ○ 森 康哲委員

運転手を外部から登用する場合は、通常、タコグラフ、つけるべきだと思うんです。なぜこういことを言うかといと、マイクロバスでこの市庁舎から四日市東インターまで行くルート、普通考えてどこ通りますか。石川さんだったら、どこを通りますか。マイクロバスで四日市東インターまで行くのに、どの道を通っていきますか、この市庁舎から行くのであれば。

#### ○ 石川財政経営部参事・管財課長

恐らく国道1号を通るなり、あるいは国道23号を通過して、国道1号を渡って、富田山城線を通るのが一番標準なルートなのかなとは思っております。

#### ○ 森 康哲委員

多分ここにおる人、どの方でもそのルートを通ると思うんです。ただ、その1月18日にとったルートは違いましたよね。小杉町の細い道まで入って行って、マイクロバスで何でこんなところ通るんだらうと。だから、びっくりして。その後、スピード違反です。名古屋高速で時速60km制限のところを時速90kmでずっと走っていた、あそこ、追い抜きながら。これ、事故がなかったらいいけれども、本当に怖かったですよ。

だから、そういうことのないようにするにはやはり今の答弁では不十分だと思いますので、タコグラフをつけてしっかり監視ができるようにするとか対策をお願いしたいと思うんですけれども、部長、どうですか。

## ○ 内田財政経営部長

今回の森委員のおっしゃられた件、私ども本当に反省してございまして、本当に事故がなかったものということでは済まされないことだと思っております。その点に加えましては、先ほど管財課長あるいは職員のほうからも、今回のいろいろな、入札に参加する資格はある程度厳しくさせていただいたということと、今、委員がおっしゃられたように、タコグラフがついていなかった不備等、今後、安全な運転を心がけるための対策についてはきちっと部の中で対策については協議して講じていきたいと思っております。以上でございます。

## ○ 森 康哲委員

そういう細かな変更もやっていこうとすると、やはりリースじゃなくて、購入車両のほうがやりやすいということもありますので、安ければいいという考えではなかなか推し進められない部分はあると思うんです。

リースのメリットというのは、先ほども申しましたように、損金で計上ができると、そういうメリットが一番リースのメリットであって、一元管理というところは二の次になってくると思うんです。それよりも優先されるのはやっぱり安全。安全な管理を最優先にさせていただきたいんですけれども、職員が管理される自信がないんですか。

## ○ 石川財政経営部参事・管財課長

まずは運行管理につきましては、当然職員が運転する、あるいは先ほど申し上げたとおりに運転手さんが運転するマイクロバスのようなものもございます。そうした中で、確実に安全運転をするようにということは当然義務でございますので、そうした中で注意喚起はもう都度都度図っている次第でございます。

ただ、購入とリースについてはご理解いただきたいなと思います。やはり多くの車両を管財課で所管している中で、なかなか全体経費の中で車両が安全に運行できるようにベストな状態に持っていくためには、森委員のほうも逆におっしゃってみえたように、全部をリースにする形で今後させていただきたいなとは考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

## ○ 森 康哲委員

消防本部は、あれは全部購入車両なんだけど、70台以上消防車両あるんですが、一元管理はやっているかもしれないけれども、リースじゃないですよ。消防本部で管理をやっていて、この資料にもありますけれども、消防分団の車両でいうと20年で買いかえる、よく使う救急車は6年7年だと、そういうふうに基準を決めて管理をしているんです。その報告は全部ここにあるんです、資料として。リースだと、個々の資料出てこないじゃないですか、なかなか。

## ○ 竹野兼主委員長

特殊車両と普通の一般車両の部分のところがあるのかもしれない。そのところについてどうやって考えられるのか。

## ○ 石川財政経営部参事・管財課長

委員長おっしゃってみえるように、消防車両は特殊車両で、かなり大型でございますし、国の交付金を受けて、今回も議案で車両購入上がっていたかと思いますが、そういったものの保険等は担当課のほうで実際入る形はとっているんですけれども、今回うちが所管しております一元管理車両55台につきましては、あくまでもどの課でも使う通常の、例えば今回比較させていただいた軽貨物とか、小型の乗用車であるとかという形がほとんど、おおよそでございます。今申し上げた、唯一残っている購入車両であるハイエースとか、あるいはサンバートラック以外は、全てどの課でも使用できる、汎用で使用できる、いわゆるライトバンあるいは軽のキャブバンという形でございますので、消防本部の持っている車とは違うというのだけご理解賜りたいと思います。

## ○ 森 康哲委員

全然違うよ、考え方が。一元管理、消防本部はやっているわけでしょう、70台を。同じ車でなぜできないのかよくわからない。車格が違うからということですよ、排気量とか大きさが。救急車でいうと、ハイエースを改造した2000ccですよ。車1台は1台なんです。マイクロバスも大型車両だし、消防車も大型車両、1台は1台です。その車検時期が、特殊車両は毎年車検、8ナンバーは。普通車は2年3年と。事業用、4ナンバーは1年。そういう管理自体は、コンピューターあればそんなもの自動的に出てくるし、メンテナンス

だって特殊車両のほうが難しいんです。簡単なほうの普通乗用車に近い車両のほうがメンテナンスはやりやすい。特に軽自動車なんかは。冬のタイヤにかえるのもやりやすいでしょう。そのやりやすいほうをリースにして、やりづらいのを、特殊車両のほうを購入にしている、わけがわからない。

#### ○ 竹野兼主委員長

意見はしっかりと言われているんですけども、答弁がなかなかその形にならないということですので、それを結論として求めていくのはなかなか難しいのかなと思うんですけども、今、財政経営部長が手を挙げられたので、そのこのところだけちょっと確認していただいて、もし結論なかなか難しいのであれば、少し時間を置いていただいて、別の部分で質疑をお願いできないかなと思うんですけども、森委員、いかがですか。

今の話でいけば、森委員が、購入のほうがいいじゃないかという話のところ、そして、購入にしますという結論はなかなか今出てくるような状況でもない。そのこのところでの議論は重要だとは思いますが、議案審査の運営上の部分のところ、少しく時間をいただけたらなど。改めて、まだあすも予定がありますので、少しそういうことも含めて、内田財政経営部長、先ほどの答弁をお願いできますか。もしそれが納得がいかなければ、少し時間を、間を置いてもらえるとありがたいんですが。

#### ○ 森 康哲委員

まあいいですよ。

#### ○ 内田財政経営部長

まず今回の車両、公用車につきましては、大きく三つあるのかなと思っています。一つは車両の調達の方法です。これはいわゆる購入とリース、その方法があるだろうと。レンタルもあるのかわかりませんが。それから、車両そのものを管理する、いわゆる修理、そういう部分。それから、実際にその車両を使った運行をやる部分、このように大きく、我々、三つとして整理しています。

森委員のおっしゃられるのは、多分まず調達方法として、この表の比較の精度がちょっとよくないんじゃないかと。それは非常に積算しにくい人件費も入っておることなので、どちらかといいますと、調達の話の中に、車両の管理も含めた、いわゆる修繕も含

めた話として我々は整理しています。これはなぜかという、中山課長補佐が言いましたように、それまでの管財課の体制が、やっぱり行財政改革の流れの中で縮小した中で、正職員がやる部分については、やはりアセットマネジメントか、いわゆる管財業務として受けておる業務にシフトした中で、比較的平準化される業務を臨時職員なり外部委託しているという流れの中では、一つリースという選択肢があったということです。

そのリースと購入の比較の中でいいますと、確かに委員のおっしゃるように納得されない部分があって、経費比較だけ単純な点で見ると確かに購入のほうが有利な部分も出てくるかも知れませんが、私が言いたいのは、人件費に含まれているのは、車両の修繕等の管理も含めた比較をしていますので、それが正職員でやった場合よりは、臨時職員でやったほうが比較的経費が安く、あるいは業務が平準化されて、外にも出しやすかったという、こういう過去の歴史があって現在に至っておるということがまず1点でございます。

それから、先ほどおわびさせていただきましたけれども、車両を使った運行管理、これについては、確かに委員おっしゃるように、安全に徹した運転手が当然その業務を適正にやるのが大事でございます、これは我々も真摯に受けとめて反省しておりますし、仕様にも新たな部分も加えさせていただきました。それから、タコグラフのこともそうですけれども、運転手が適正に運転したことを我々はきちっと事後で確認できて適正な指導ができる、そういった対策については部内でしっかり協議して、これもできる、あれもできると、委員のお知恵もおかりしながらやらせていただきたいと思います。以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

森 康哲委員、よろしいですか。また少し時間を置いてということで。

○ 森 康哲委員

どうぞ。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

## ○ 谷口周司委員

ふるさと応援寄附金について、済みません、資料ありがとうございました。幾つか教えていただきたいんですけども、今回新たに寄附金募集における民間ポータルサイトの活用とかクレジットカードの収納導入とかあると思うんですけども、平成27年度が12月現在で750万円ぐらいの歳入予定があるんですけども、今回の平成28年度、一応予算額をふやして、新しい事業もふやして、一応歳入見込みというか、どれぐらいを目標に置かれているのか教えていただけると。

## ○ 大谷市民税課長

平成27年度、その資料には12月現在でおおむね750万円と書かせていただいております。年度末になると、1000万円ちょっと切れるぐらいかなと見込んでございます。これに対して、平成28年度の歳入は1700万円を要求をさせていただいております。

## ○ 谷口周司委員

ありがとうございます。今までなかなかふるさと納税については消極的だったところが、何か一気に進み出したかなと思います。これ、今、自治体間競争の主たるところかと思えますので、ぜひ積極的に進めていっていただきたいなと思います。

あとは、お礼の品をまた新たにふやされるということですので、四日市の中でもまだまだ眠っているというか、いい品もあると思いますので、そういうものも見つけていただいて、また募集もかけていただきながら、ぜひ進めていただけたらと思いますので、お願いいたします。

以上です。

## ○ 早川新平委員

今のふるさと応援寄附金で、考え方があって、自治体間競争をやっているもう過剰な感謝の気持ちを出していて、一体何をやっているかというところを見受けるんです。一方、谷口さんの意見とは別にね。本来のふるさと応援寄附金の実質というのか実態から外れているところがあって、何となくPRする自治体間競争になっているということがあって、本末転倒になるのは僕は反対だと思っています。

今、説明を受けていた中で、東京メトロの330カ所にPRの場所があったと。あれ、こ

れ見ると、3万8000円なんですか。それとも、また別個にそれは幾らかかっているんですか。

○ 大谷市民税課長

申しわけございません、このメトロガイドというのは、タブロイド判というとおかしいですけれども、駅に備えつけられる雑誌みたいなやつで、その広告の掲載一コマということです。経費については3万円ということでございます。

○ 早川新平委員

配布部数が100万部で3万円がいいわけですか。

○ 大谷市民税課長

定価については6桁の金額で、これはほかの自治体も、何でこんな額でできたのというふうな問い合わせがあるぐらい、直前に白紙というか紙面があいたということで、急遽そこへ潜り込めたというところでございます。

○ 竹野兼主委員長

要するに、白紙よりはちょっとでも入れたほうがいいという情報網を得られたということですね。

○ 早川新平委員

そうすると、定価ではそんなわけではないわけだ。そういう安いものがあれば掘り出し物だと思うんだけどさ。

それともう一点、関連をして、ふるさとの感謝の気持ちか、これ、ほかから見ると、四日市、ちょっと弱いかなという気は僕はしておるんですね。例えば桑名市だったらハマグリを出すとか、松阪市だったらバーンと松阪牛を出すとか、その部分でやっぱり弱いかなと。そこで勝負するのはまた別の次元のことだと思うんだけど、本来であれば、やっぱり全国で四日市市出身の方が地元の四日市市にやろうやというところで、ある程度のところ自治体間競争は。

やっぱり僕は、何%だったかな、これ、今の時点で七百何十万円で、かかっているのが



300万円ぐらいだったかな、だから、実質は差額だけだから400万円ぐらいかなというところがあるので、それを何をメインで、四日市市を売り出していくというか、それもPR料と考えるのか、純粹に歳入として入れていくかというところは非常に難しいところがあるのかなと思う。僕はあんまり競争は、本来のところでは王道で行くべきだと私は思っている意見です。

以上。

#### ○ 竹野兼主委員長

早川委員の意見と、行政はどうやって考えているのかは、ちゃんと教えてください。

#### ○ 大谷市民税課長

今、谷口委員と早川委員おっしゃられた両面があると考えております。お礼の品を拡充する必要性は感じつつも、そこでいたずらにお礼の品をお送りするというので、そこでショッピング競争みたいになっているという実態がございます。総務省も必ずしもそれは本来の趣旨、制度とは違うというふうに説明はあります。一方で、このふるさと応援寄附金でお礼の品、新しい商品ができたなら新販路の開拓とかいうところで活用するというふうな視点で使えるというところはあると思います。行政として節度を持ちつつ、きっちりやるべきこと、それで、効果が伴うことについては、お礼の品拡充というところについて前向きに取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

#### ○ 藤田真信委員

済みません、私もこの関連で、谷口委員や早川委員と同じようなお話になってしまうと思うんですけども、平成26年度決算の審査の中で回答としては、早川委員おっしゃったように、今、やっぱり獲得競争をする気はないというご答弁をいただいています。それはそれで本来の意味からずれているのでそれは当たり前の話だと思うんですけども、やはり先ほどご答弁にもあったし、谷口委員からもありましたけれども、そうはいつでも負けてはおれないという両局面の中でやっぱりバランスよくやっていかなければいけないということだと思うんです。

やっぱり絞り込みということが一つということと、要は、今のお礼の品を見ていると、

なかなかほかの市町に比べるとね。長崎県平戸市見ていただきましたか、ホームページ。もうホームページを見ただけでよだれが出てくるんです。すごいです。それで、12億円あるということで、すごい額なんですね、四日市市と比べて。比べたらいけないんですけどね。

(発言する者あり)

○ 藤田真信委員

比べなければいけないんですね。何が言いたいのかというと、まずラインナップをどうするかという部分で、絞り込み、一番いいものを前面に押し出していくということと……。こんな議論っていいんですかね、この中で。

○ 竹野兼主委員長

いいですよ。

○ 藤田真信委員

あと、もう一つは、先ほどのお話にも関連するんですけども、この品しか出せないということであれば、例えば四日市市って水沢茶と萬古焼とそうめんとかじゃないですか。全部大事なんですけれども、それって今の需要からすればどうかというと、なかなか難しい部分があって、でも、それだったらそれで勝負するしかないんです、その品でね。

その品で勝負するとき、ターゲットを絞り込んで。例えばお茶は若い人は余り飲まないでしょうし、萬古焼の焼き物だって、若い人で、うわっ、この器は美しいとかというような人ってなかなか若い人でおらんでしょう。そういうところでやっぱり年齢層とか、そういうところのターゲットを絞り込んでアピールしていくことも大事なかなと。だから、これ、民間の方にやってもらう中でどこまであれなのかわからないですけども、その辺の視点もぜひ入れていただければありがたいなと思っています。別に答弁は結構です。

○ 竹野兼主委員長

意見ということで。

○ 谷口周司委員

一つだけ、意見というか忘れていたとか、私も何も品物にお金をかけるとかじゃなくて、また、ターゲットというところも一つで、ちょっとほかと違った何かイメージ、シティプロモーションにもつながるようなところにもつなげていってもらえたらなということで、それこそ、ここにゆうどうくんと1時間デートができるとか、ここにゆうどうくんとツーショット写真が撮れるとか、何かそういうものもちよっと入れながら、何かシティプロモーションにも合わせられるんじゃないかなと思うので、お金をかけている品をふやすというよりは、何か市のアピールにもなる品をぜひ考えていただけたらと思いますので、これは意見としてお願いします。

○ 藤田真信委員

シティプロモーションなので、ここの財政経営部とは関係ないんですけども、いいですか。

○ 竹野兼主委員長

関連ですか。

○ 藤田真信委員

関連しています。実はここにゆうどうくんの認知度が非常に高くなってきているんです。もうわかってもらっていると思うんですけども、四日市市の業者さんで著作権料払って商品化して、それでその商品をどんどん、ここにゆうどうくんグッズを売っている方がみえます。聞いていないので、売り上げはわかりませんが、すごくいい取り組みだと思うんです。ここにゆうどうくんと例えば水沢茶のマッチングとか、あとは、萬古焼とのマッチングとか、もうここにゆうどうくんの顔がついていけばいいだけの話なので、何かそういうふうな形のマッチングをしてですね……。

○ 竹野兼主委員長

要するに、萬古焼にはここにゆうどうくんグッズみたいなものが実際にあるので、そういうものをそういった中に考えたらどうかという意見だと思うんです。

○ 藤田真信委員

そうです。それだけです。

○ 竹野兼主委員長

そういう意味合いでそういう意見が出ておりますので、そのことをしっかりと聞いていただいで、そういうチョイスの部分をつやすという意見を今言われておりますのでというのでよろしいですか。

○ 藤田真信委員

済みません、はい。ごめんなさい、若い意見代表ということでよろしく申し上げます。

○ 中村久雄委員

関連。この感謝の品ですけれども、当初は5000円ぐらい相当だったよね。

○ 大谷市民税課長

中村委員ご指摘いただきましたように、当初は寄附金額にかかわらず5000円相当の……。

○ 中村久雄委員

1万円でも5000円だよね。

○ 大谷市民税課長

はい。そのような運用をしてございました。先ほどの資料にございましたように、平成26年4月で、寄付金額に応じてお礼の品のランクといたしますか、改善を議会のご指摘も受けて、見直しを図ってございます。

○ 中村久雄委員

1万円の寄附に対して何%ですか、大体。

○ 大谷市民税課長

総務省の通達で、寄附金額に対するお礼の品が幾らか明示することは避けてということ

がございますので、送料とか事務手数料とか込みでおおむねこの資料のとおりにご認識いただければと。

#### ○ 中村久雄委員

(2) 見たらわかりますよね、大体こういうぐらいの利益というか残りがあるというので。この品の中で、みんな送るやつですよ。ぜひ来てもらうようなやつもね。他の自治体でやっていると思うんですけども、例えば花火大会の特等席を用意するとか、夜景クルーズもそうですし、競輪場の来賓席でできますよとか、来てもらって、それでまた出してもらおう。民間とタイアップして、都ホテルのディナーとかそんなのもいいかと思うので、来てもらうこともちょっと考えてもらえたらもっといいかなというのを意見で。

以上。

#### ○ 竹野兼主委員長

そういう意見ですので、よい意見ですので、一度検討をしっかりとさせていただくようお願いしたいと思います。よろしいですか。

#### ○ 早川新平委員

公営企業繰出金の負担金と補助金の説明ありがとうございました。それで、病院企業会計で負担金として収益的収入が4億8500万円、それから、資本的収入が4億7000万円、それから、補助金として2億3953万円、合計で約12億円、一番下でまとめてもらってあるのかな。先ほど説明の中で、特に病院企業会計の負担金で資本的収入で機器という部分があって、何か機械を買ったときにはそれを負担するという意味でこれがこの部分で載っておるわけですか。

もう一つ聞きたいのは、最終的に年間で例年大体10億円前後は恒常的に行っておるかということだけちょっとお伺いしたいです。

#### ○ 田中財政経営課長

早川委員おっしゃられたとおりでございます。企業債償還金利息のところでございますと、やはり高度医療機器というようなことになっておりますので、その部分は負担してこうということなんです。こちらはもう一つありまして、国の交付税措置が裏に入っ

ていたりしますので、一旦出す側のほうの市のほうに国の交付税を入れて、それで、出して支援しなさいよというような、そんな仕組みもございまして、この繰出金の中で、それらがあるんだからちゃんと負担しなさい、やりなさい、高度医療機器を入れなさいというようなことで、企業償還というのが明確にされているというようなところでございます。

それから、費用につきましてでございます。これ、平成27年度ですと、これが9億8700万円余となっております、大体10億円前後ぐらいで推移してございます。この中には大きく費用が変動するとすると、やはり病院企業会計の負担金、先ほど申されました4億7192万3000円の部分が施設整備に伴って変わってくる。特にこれ、今後、建設ですね、病棟の部分がが一つと出てくるとふえてくるというようなことでございます。そうやって見ていくと、やはりベースとしては10億円弱ぐらいがベースにあって、その上で施設整備が進めば当然上がってくるのではないかなとは私は見込んでいるところでございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。結構です。

○ 森 康哲委員

ちょっと戻るんですけども、ふるさと納税の出のほうはどれぐらい出ていっているんだろう。本来なら収納するところを、ほかの市町へのふるさと納税で四日市市民がふるさと納税をしてしまっているのは幾らぐらいなんですかね。

○ 大谷市民税課長

平成26年度の収入に対して今年度課税してございますが、それで四日市市が本来受けるべきお金のうち4000万円ほどが税額控除として出ていっておるということでございます。

○ 森 康哲委員

昨年度よりは少なくなったのかなと思うんです。出と入りがかかなり差があったんですけども。

○ 竹野兼主委員長

要するに、四日市市民の中でほかのところに出しておる部分の金額と、入ってきておる

部分のところの差はどれだけかということ。

○ 大谷市民税課長

詳しい数字は、申しわけございません、持ち合わせてございませんので、後で。

○ 藤岡市税課課付主幹・税務政策係長

平成26年度の寄附金額は、資料にございますとおり、ふるさと応援寄附金では628万6000円、平成26年度の寄附としてございます。それに対して寄附金控除というのは翌年度の住民税に対して控除されるということで、平成26年度の寄附に対して平成27年度の市民税の控除額が2414万円ということで課税状況調べで出ております。四日市市としては、寄附を受けるよりも控除している額、これ、純粹にふるさと応援寄附金だけの寄附金以外の寄附金も含んでおりますので単純には計算できないんですけれども、恐らく四日市市の場合は歳入よりも控除している額のほうが大きいのかなということで見込んでおります。

○ 竹野兼主委員長

森 康哲委員、よろしいですか。

○ 森 康哲委員

はい、いいです。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 早川新平委員

公共施設LED推進事業費について、これ、最近、マスコミ等でLEDもたないじゃないかと、すぐに壊れるということが頻繁に出てくるんだけど、LEDの費用対効果というのはやっぱりある程度出しているの。それは施策としてやっているから順次かえておるのか。うちら会派でいろいろ話をしておっても、例えば10倍しておって、こっちのほうが安いじゃないかという議論もあったので、LEDの費用対効果というのは現実はどこどころかというのを、かえていった結果、教えてください。

## ○ 森管財課主事

LEDの費用対効果につきましてご回答させていただきます。LEDとしては、公称といたしましては4万時間もつ形になっております。市庁舎の使用状況を勘案しますと、大体十六、七年もつだろうというところで想定しております。今回市庁舎、それ以前には消防署を更新してきておりますけれども、なるべく長く使うところ、効果が出るところから更新をしていこうというような趣旨でやっております。結局、効果として、17年のコスト比較をしたときに、今までのものを使う、ないしは更新したときに高効率の蛍光灯を使うというような比較の中で一番LEDが効果が出るというところで効果算定をした上でこの事業を進めておるといっております。

以上です。

## ○ 早川新平委員

十六、七年もつというのと、あとは、単価の問題があるわな。費用対効果という以上は、もつけれども30倍するといったら、当然費用対効果だったらマイナスになるんだけど、でも、それだけでは考えられない環境的な、発熱しないとかいろいろな部分があるんだろうけれども、金額ベースで考えると、特に今、十六、七年という数字が出ているんだけど、ここ1週間以内の新聞なんかでも、1年2年で壊れたとか切れたとかいう話がよくあるけれども、それは把握していますか。それはよその、四日市市の中で交換した中で短期で故障があったかということも教えてください。

## ○ 中山管財課課長補佐

今、早川委員おっしゃっていただいたのは、ネットのニュースなんかで、10年もつとか4万時間もつと言われたLEDがちょこちょこ切れているけれどもどうなんだというのがニュースで出ているのは私としても承知しております。その報道なんか見ていると、どうもやはりメイド・イン・ジャパンではなくて、海外製の粗悪な製品でそういう事象が今、ちらほら出てきているというような論調でなっております。

それが事実かどうかは確たる証拠といえますか、そういったものはないですけども、私どもはこれ、工事入れさせていただいていますのは日本国内製でございますし、信頼性については公称4万時間もつというふうになっていますし、実際問題、4万時間それから



たっておりませんので、実際の検証というのはその時間待たないとわかりませんが、メード・イン・ジャパンというところもありまして、その辺を信頼して、あと、灯具の値段とか照明器具自体もやはりLEDのほうが若干高価ではございますけれども、そういった部分も全部ひっくるめまして、先ほど森のほうから申し上げたとおり、その時間でもっともとがとれる、あるいはそれ以降はプラスに転じるという判断のもと、こういうふうな形でLED化を進めさせていただいております。

それから、もう一つ、市庁舎のLED化とはちょっと離れますけれども、自治会さんで設置されている防犯街灯についてもLED化を市民文化部さんのほうで展開しておられますけれども、こちらについては電気代とかそういった経済的なメリットはもちろんありますけれども、一番大きなメリットは、私ども考えていますのは、球をかえる手間が省ける。水銀灯であれば、割と短い点灯時間、何千時間だろうと思うんですけれども、年に何遍か、あるいは何年かに一遍は球をかえなければならない。それで、非常に高いところにありますから、自治会長さんがひょいと脚立に乗ってかえるというわけにもいかない。ですので、非常に発光体の寿命が長いLED化をすることによって、そういった球をかえる手間を省く、すなわち、そういう部分での経済効果もあろうかと思えます。

以上です。

#### ○ 早川新平委員

大変ありがとうございました。よくわかりました。もともとの費用効果というのは出していないわけやな。これぐらいは恐らくいいだろうと。だから、結果はまだ出ていないので、時間が、検証ができないんだけど、当初導入するに当たっての、4万時間オーケーだとか、いろいろな部分で費用対効果は算出はしていないのかな、それだけ教えてください。

#### ○ 森管財課主事

平成26年度予算計上、つまり、平成25年度に3カ年の推進計画に予算計上する中で、費用対効果という形でそれぞれの施設で計算しております。その中で先ほど申し上げたとおり、17年という中でLEDのほうが効果が出るもの、具体的には消費電力からの電気料金、先ほど中山課長補佐のほうから申し上げましたけれども、球の交換費用等を総合的に判断した上で効果が出るものというところで、今回の予算を計上させていただいているとい

うところでは。

以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございました。その効果が出るのはわかるんだけど、基本的に比較で3倍の効果があるとかいう、具体的な数字は出ていないということだね。それだけ。

○ 森管財課主事

今ちょっと手元にないんですけども、あくまで想定というところで、具体的な数値も出してあります。その中で、市庁舎については、済みません、記憶の中で申し上げるのも非常に申しわけないんですけども、15年、16年、ぎりぎり効果が出るねというところで判断しております。

○ 早川新平委員

想定が出ているんだったら、またペーパーでいいので、後でいただけますか。

○ 竹野兼主委員長

私もそう思っていましたので、多分きょうでは終わらないので、あすまでにその用意ができるとは思いますが、そここのところの用意はしていただけますか。大体の部分のところというペーパー、準備がしてあるという部分のところでは準備できるでしょうか。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

ご用意をさせていただきます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

○ 藤田真信委員

ごめんなさい、ちょっと私、意味がわかっていなくて申しわけないんですけども、LEDは周波数ってあるんですか。

公共施設にやっけていただいている中のLEDはどのような周波数なのかという。

○ 森管財課主事

全国、東日本、西日本という形で50Hzと60Hzという形で、各ご家庭の電気の周波数が変わっています。このLEDについては、50Hz、60Hzどちらでも使えるよというような形のもので、そこら辺はご安心いただきたいと思います。

以上です。

○ 藤田真信委員

ありがとうございました。

あと、このLED化の推進で、今までどこまでの割合で終わっていて、あとどれぐらい残っているかというのを教えていただきたいんですけども。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

平成27年度につきましては本庁舎の部分で1階から5階という形でさせていただいております。来年度については6階以上ということになりますので、11階まで、それぞれの議員の会派室もLED化ということになります。平成26年度におきまして、先ほど申し上げたとおり、消防本部、効果が高いというところで、中消防署と北消防署、それと、西分署のほうやっております。中央分署については新しゅうございますので、そういった中であえてかえるというわけじゃなくて、費用対効果を考えた上で、平成26年度に3消防署については実施しております。ですので、どこに導入しているかというのにつきましてはそういった形ですけども、例えば学校とか、あるいは地区市民センターも含めてになるかと思いますが、新たに施設を改修する際あるいは改築等の際には、LED化ということで営繕工務課のほうとしてもそういった中で今後の投資的経費を長寿命化という経費削減の中で進めている次第でございます。

以上でございます。

○ 藤田真信委員

ありがとうございました。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 藤田真信委員

はい、大丈夫です。

○ 樋口博己委員

関連。長い時間使えるというのはお聞きしたとおりなんですけれども、平成27年度の本庁舎の電気料金と平成28年度の電気料金の差額というのはどれぐらいを想定しているんですか。1階から5階、LED化はされたんですよね、もう今年度で。来年はどれぐらいの予算を考えているのか。それは予算書のどこで見たらいいのか教えていただけますか。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

予算書になりますと、市庁舎等管理運営費の中の光熱水費ですので、需用費の中に含まれていますので、具体的にその資料を見てというわけではないんですけれども、電気代だけでよろしいでしょうか。

○ 樋口博己委員

そしたら、あした出していただく資料と一緒に数字挙げていただけますか。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

ご用意のほうご一緒にさせていただきます。

○ 樋口博己委員

それと、資料出していただくので、たしかLED化に関する考え方というか基準が、何か指針があったかと思うんですけれども、それもあわせて資料としてお出しいただけますか。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

先ほど申し上げた平成25年度に第2次推進計画という形で指針のほうをつくっております

すので、その指針もあわせてご用意させていただきます。

○ 早川新平委員

さっき球交換の煩雑さがなくなると答えられたんだけど、10階はゴールド美装社さんにかえてもらったりするんだけど、それ以外のところというのは職員の方がかえているの。

○ 中山管財課課長補佐

市庁舎で申し上げますと、照明器具あるいはこういう球の交換は、ビル管理をお願いしていますゴールド美装社さんをお願いをしております。

私が先ほどご答弁を申し上げましたのは、市内各所にあります防犯街灯、自治会さんが設置管理しておられる防犯街灯について、球をかえる手間が省ける、あるいはスパンが非常に長くなる、すなわち、そういう部分のコストが省けるという意味でご答弁をさせていただきました。

○ 早川新平委員

別に僕は責めているんじゃないしに、四日市港管理組合で藻を取っておるのやわな。住吉運河のところを取ったときに、経費幾らやと聞いたら、いや、かかっていませんと言われた。何でやと言ったら、うちの職員使っていますからと、そんな答弁を、そういう体質があるので今聞いたので、それだけです。

以上、何にもない。ありがとう。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

先ほどの電気料金なんですけれども、予算ベースなんですけれども、実績、平成27年度につきましては7270万円という形で計上しておりまして、今年度予算については、LED化工事も実はこの1月から始めてやっと2月末に完成というところもございますので、来年度につきましてはその効果というところで差し引き引いたのは10万円だけ削減で予算計上のほうはさせていただいています。

○ 竹野兼主委員長

ということは、その資料の部分はよろしいか。10万円と。とりあえずあしたその指針の

ほうもということですので。

済みません、もう17時の5分前になるんですけども、今、新しく資料の請求もされたということと、それから、森委員のほうのところかというと、消防本部の購入の部分とこの比較の部分でどうしても納得されない部分があるというふうに今聞いていると私も感じるので、このところの、なぜ今言われた消防本部の特殊車両の部分については購入をすることがという、その形のものを何かつくってもらうことはできますでしょうか、部長。

#### ○ 内田財政経営部長

いろいろ理由はあるんですけども、リースとの比較という観点と、それ以外の理由ということで整理させていただいて、お示しさせていただこうと思います。

以上でございます。

#### ○ 竹野兼主委員長

そしたら、済みませんが、そのところをはっきりしないと、なかなか議論がかみ合わないような状況になるのではないかなと思いますので、それをあした出していただくということをお願いしたいと思います。

#### ○ 中村久雄委員

予算書93ページの市有林管理費、これはどういう使い方をされているのかということと、それと、市議会議員が市有林管理会の委員に行かなくなってちょっと間がたつんですけども、今、どういうふうな委員さんの市有林管理会の中での話し合いだったり、それで、何年か前に宮妻峡のナラ枯れを心配されておったんだけど、その辺の林の状況なんかも教えてほしいなと思うんだけど、もしあれだったらあした資料を用意してもらったらありがたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

#### ○ 中山管財課課長補佐

宮妻峡のナラ枯れの件でございますけれども、みえ森と緑の県民税を財源として、そのナラ枯れの木を切るという事業は商工農水部のほうで対応してございます。

#### ○ 中村久雄委員

ありがとうございます。

○ 竹野兼主委員長

所管が違うということで。

○ 中村久雄委員

じゃ、もうあと、口頭でさっきの言えますか。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

こちらのほうの市有林管理の関係ですと、一般管理費という形で市有林管理会の委員さんの報酬費27万円ほどでありますとか、あるいは事務費というところで28万3000円ぐらいの程度でございます。ただ、林業費ということで下打ちに関する賃金とか、あるいは山林に新たに苗木を植えるという作業なんかで、こちらのほうが281万円ほど計上しております。あとにつきましては、予備費という形で翌年度に繰り越している状況がおおよそでございます。

○ 中村久雄委員

それは625万4000円の部分でいいですよ。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

はい。

○ 中村久雄委員

宮妻峽ヒュッテの方はもう委託ですか。宮妻峽ヒュッテに入っている管理人さんは。

○ 中山管財課課長補佐

宮妻峽ヒュッテに関しましては、商工農水部のほうで所管をしていただいています、指定管理制度で管理をお願いしておったかと思えます。

以上です。

○ 中村久雄委員

ありがとうございます。

○ 樋口博己委員

購入・リースの資料の件で、今年度で購入したのとリースしたのとの車の全庁舎の台数と、平成28年度でふえるのか減るのかわかりませんが、その数字の対比もあわせてお願いしたいと思うんですが。

○ 竹野兼主委員長

購入はあらへんのやろ。

ちょっとそこのところだけ確認して。

○ 内田財政経営部長

今の資料のほうにつきましては、管財課所管の部分ということでよろしいですか。それとも、オール四日市という意味でしょうか。

○ 樋口博己委員

管財課でいいです。

○ 内田財政経営部長

管財課所管の一元管理している車両の平成27年度の状況、平成28年度の状況ということよろしいですか。

○ 樋口博己委員

はい。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 藤田真信委員



天井崩落対策についてなんですけれども、平成27年度までに終了するものと、あと、平成28年度をやるもの、市庁舎とかですね、平成29年度以降になるものの三つを教えてください。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

済みません、平成27年度につきましては、例えば競輪場のメインスタンドのほうの天井崩落でございます。あと、工事というところでのほうがよろしいでしょうか。工事ですと、中学校等の武道場のほうが工事のほう実施をしております。そういった中で、例えば中部中学校の武道場とか、あと、西陵中学校、桜中学校、山手中学校、朝明中学校、あと、港中学校、橋北中学校、西笹川中学校とか、結構の複数なんですけれども、いわゆる中学校の武道場と、塩浜小学校の屋内運動場とかの工事を実施しております。

平成28年度につきましては、競輪場のほうを引き続き工事とともに、工事につきましては、北大谷斎場を天井崩落対策ということで実施をしております。それと、中央分署のほうが、車庫の天井のほうで崩落対策ということで工事が入っております。

以上でございます。

○ 藤田真信委員

平成29年度以降は。

○ 竹野兼主委員長

予定というのも。

○ 藤田真信委員

予定で結構です。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

当然、今回うちのほう、市庁舎1階部分、先ほど不鮮明な写真を見せたところで、議場もあわせて実施設計ということでございます。今後、工期の関係もでございますので、工事等は期間も見てということになりますけれども、平成29年度以降の工事ということになります。

○ 竹野兼主委員長

まだ平成29年度以降もあるということだね。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

そうです。

○ 藤田真信委員

ありがとうございました。

○ 森 康哲委員

議案にはないんですけども、たしか本町プラザの駐車場はここだったと思うので、お聞きしてもいいですか。

○ 竹野兼主委員長

予算のところには出てくるんやんね。管理費みたいなので出てくると思うんですけども。どうぞ。

○ 森 康哲委員

本町プラザの駐車場は、たしか指定管理者との契約の中で、途中で壊すことがあったら指定管理料を減額するというふうになっていると思うんですけども、駐車場を壊して平地にするのか、もしくは中の機械を改修して、もう少し利便性を高める、背の高い車も入れることができるようにするのか、その考え方を整理するというふうになっていたと思うんですけども、そこが示されていないので、その考え方をお聞きしたいんです。

○ 石川財政経営部参事・管財課長

まず指定管理につきましては、今年度、平成27年度4月からになっております。平成30年3月までということで3カ年で指定管理者ということになっております。

委員おっしゃるように、車高が高い車は入れないとか利用不便なところがございます。そうした中で、今回議案として都市整備部のほうから、四日市市建築物における駐車施設

の附置等に関する条例の一部改正についてが議案として上がっております。そうした中で、あちらの施設について、例えば新丁ひろばの駐車場も含め何台確保できる、あるいは今不便な施設を壊して、その中でみえるスペースで何台確保できるということも含めてですね。

当然新丁ひろばの駐車場につきましても、ご近所の商店街の本町通り商店街、あるいはご近所の方たちの駐車場になっておりますので、そうした中でそれをいわゆる本町プラザの駐車場、附置義務の駐車場として利用できるかというのも、周辺自治会の方々と本町通り商店街の方と協議を今後、今回条例で附置義務が緩和されることによって台数がうちのほうもある程度減りますので、そうした中で丁寧に近隣と調整を図らせていただいた中で、今後この総務常任委員会の中でこういった形で進めさせていただきたいというご提示をさせていただきたいと思います。今定例月議会で、協議会で例えばもうこういたしますというのは、この四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正を待つということでお断りを申し上げておりましたので、ご理解賜りたいと思います。

#### ○ 森 康哲委員

それでは、その都市・環境常任委員会の資料を、何台にしたいのかということをお示しいただきたいのと、附置義務で確保しなければいけない駐車場台数が、今現在でもたしか5台か6台だったと思うんです。あれを平面駐車場にすると、たしか4台か5台ぐらいが平面駐車場としてとれるので、数台だけ新丁ひろばの駐車場ほうで確保しなければいけないということだったと思うんです。あともう一つが、少し離れているんですけども、JR四日市駅の市営駐車場のほう、これも利用できるんじゃないかという検討もしていただいていたと思うんですが、それもあわせて、あしたで結構なので、考え方を整理してまたお示しいただきたいと思いますので、お願いします。

#### ○ 竹野兼主委員長

それは今、都市・環境常任委員会のほうで条例の部分のところを今、審議してもらうような状況になっていると説明されましたよね。

#### ○ 石川財政経営部参事・管財課長

はい。

○ 竹野兼主委員長

だから、その部分のところ、今、森委員が言われる部分のところの資料は出してもらったとしても、その中で、今、石川課長が言われているのは、四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正がされた後の考え方と言われているので、その資料を出してもらうのはもうそれでいいとは思いますが、それについて議論の部分のところはどうかとちょっと思うところがあるんだけど、その辺の部分のところは。それでできるのかな。

○ 内田財政経営部長

まず四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正は今、今回議会に上程されておるのは、都市・環境常任委員会のほうで審議されると思うんですが、その内容については、我々は事前にどういった改正になるのかというのは事前にわかっておりまして、その前提で、今の本町プラザの附置義務上、何台が何台に緩和されるということは言えると思います。それによって、委員おっしゃられるように、壊して平面の駐車場にするのか、あるいは現状の建物に機能を、背の高い車でも入っていくかどうかという比較、これは従来から費用の比較もやってきておりますので、まず附置義務が緩和された後の台数がどうなったか、それによって本市としては、今の段階ですが、我々としてはこういう考え方があり得ますというレベルの資料になると思うんですが、それでよろしいでしょうか。

○ 森 康哲委員

昨年度とメンバーも変わっているので、そういう資料を、議論できる資料をご提示いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 竹野兼主委員長

では、それでよろしくをお願いします。

まだ5分ありますが、何かご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

あす、今お話ししていただいた中での資料だけまたお願いして、あすその資料を少し説明していただいた後に審査を継続させていただきますので、よろしく申し上げます。

本日はご苦労さまでした。

17:09 閉議